

第 2 次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第 3 期実施計画 (2022~2025)

(素案)

令和 3 (2021) 年 11 月

川崎市教育委員会

目次

第1章	はじめに	1
1	かわさき教育プランについて	1
(1)	教育プラン策定の趣旨	1
(2)	教育プランの全体像	1
(3)	教育プランの位置づけ	3
(4)	基本理念と基本目標	4
第2章	これまでの実施計画の取組状況	6
1	第1期から第2期実施計画における主な取組状況	6
(1)	社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成	6
(2)	「生きる力」の育成	7
(3)	中学校完全給食の実施	8
(4)	「GIGAスクール構想」に基づく取組の推進	8
(5)	一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援	8
(6)	学校安全の推進	9
(7)	良好な教育環境の整備	10
(8)	県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲	10
(9)	教職員の働き方・仕事の進め方改革	10
(10)	家庭・地域の教育力の向上	10
(11)	社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援	11
(12)	文化財の保護・活用と博物館の運営	11
第3章	第3期実施計画	13
1	第3期実施計画における基本的な考え方	13
(1)	本市をめぐる国の動向や社会環境の変化	13
(2)	対応すべき主な教育課題	16
(3)	第3期実施計画の策定	18
2	第3期実施計画とSDGsの関係	19
(1)	SDGs達成に貢献する教育の推進	19
(2)	第3期実施計画とSDGsの関係	19
3	第3期実施計画の全体像	20
4	第3期実施計画の政策体系	22
5	第3期実施計画期間の取組	24

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	24
施策1 キャリア在り方生き方教育の推進	28
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	30
施策1 確かな学力の育成	34
施策2 豊かな心の育成	37
施策3 健やかな心身の育成	40
施策4 教育の情報化の推進	42
施策5 魅力ある高等学校教育の推進	44
基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	46
施策1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	51
基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	56
施策1 安全教育の推進	59
施策2 安全・安心で快適な教育環境の整備	61
施策3 児童生徒数・学級数増加への対応	63
基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	64
施策1 学校運営体制の再構築	68
施策2 学校運営の自主性、自律性の向上	69
施策3 教職員の資質・能力向上	71
基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	73
施策1 家庭教育支援の充実	76
施策2 地域における教育活動の推進	77
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	79
施策1 自ら学び、活動するための支援の充実	82
施策2 生涯学習環境の整備	84
基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	86
施策1 文化財の保護・活用の推進	89
施策2 博物館の魅力向上	91

第4章 進捗管理の考え方

93



はじめに

1 かわさき教育プランについて

(1) 教育プラン策定の趣旨

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約 10 年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。

本市では、平成 17（2005）年 3 月に策定した「かわさき教育プラン」（平成 17（2005）年度～平成 26（2014）年度）が果たしてきた役割を継承しつつ、子どもの実態や社会情勢の激しい変化等を踏まえ、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、平成 27（2015）年 3 月に、新たに「第 2 次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」（以下「教育プラン」という。）を策定しました。

(2) 教育プランの全体像

ア 対象期間

平成 27（2015）年度から概ね 10 年間を対象とします。

イ 対象分野

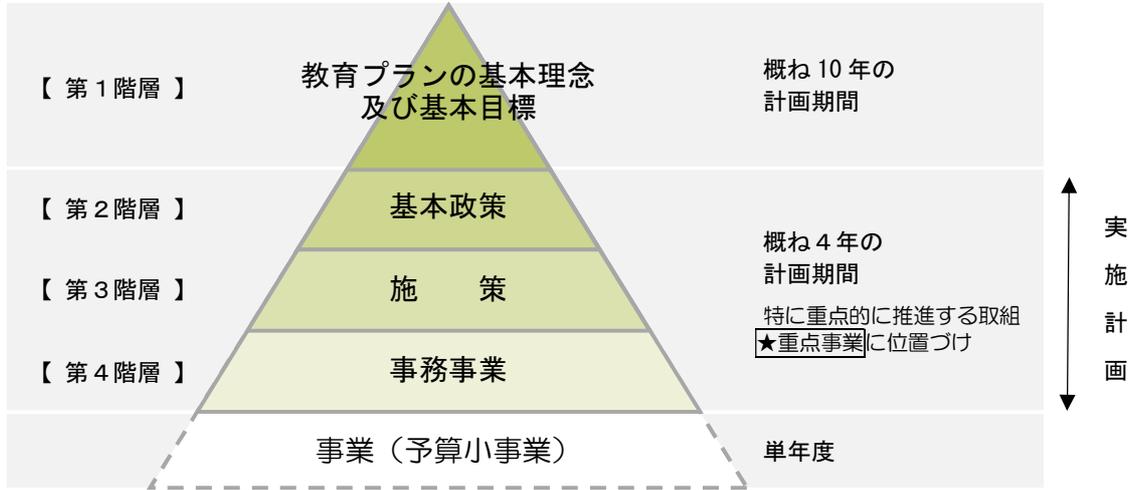
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

ウ 教育プランの構成及び計画期間

概ね 10 年間の対象期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの「基本理念」及び「基本目標」として掲げながら、具体的な取組内容は、「基本政策」、「施策」、「事務事業」の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね 4 年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

○ 教育プランの構成



○ 計画期間



(3) 教育プランの位置づけ

教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、教育プランを策定しています。

○ 教育プランと関連する主な計画

計画名	所管局
川崎市総合計画	総務企画局
川崎市行財政改革プログラム	総務企画局
川崎市国際施策推進プラン	総務企画局
資産マネジメント第3期実施方針	総務企画局
かわさきパラムーブメント推進ビジョン	市民文化局
川崎市文化芸術振興計画	市民文化局
川崎市スポーツ推進計画	市民文化局
これからのコミュニティ施策の基本的考え方	市民文化局
脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」	環境局
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン	健康福祉局
かわさきノーマライゼーションプラン改定版	健康福祉局
川崎市子ども・若者の未来応援プラン	こども未来局
川崎市子どもの権利に関する行動計画	こども未来局
川崎市防災都市づくり基本計画	まちづくり局

など

(4) 基本理念と基本目標

教育プランの基本理念及び基本目標は、今後の本市の教育がめざすものを表しています。これを、令和7(2025)年度までの教育の指針となる考え方として掲げ、その実現をめざした施策を実施計画に位置づけ、推進していきます。

<基本理念>

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

社会が激しく変化するこの時代において、将来を見据えると、少子高齢・人口減少社会、グローバル化・情報化の進展、不安定な雇用状況、社会の活力の低下への対応など、多くの課題が存在します。

また、平成26(2014)年に市制90周年を迎えた本市は、利便性の高い生活環境、将来性のある産業の振興、市民との協働による文化芸術やスポーツのまちづくりなど、その強みを活かし、さらなる発展へ歩みを進めながらも、都市インフラの老朽化や社会保障関連経費の増大、今後到来する人口減少への対応など、乗り越えなくてはならない多くの課題に直面しています。

このような状況の中、これからの社会を見据え、願うのは、どのような社会状況においても、夢や希望を抱き、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動しながら、いきいきと躍動する市民の姿です。また市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の姿です。

そして、そのような市民を育て、社会をつくることが、人づくりを担う教育の大切な役割です。

「教育が人・社会の発展の礎を築く」

私たちは、これからの人・社会のために教育ができることを真剣に考え、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていきます。そしてその実現のために、教育プランの基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

<基本目標>

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

変化が激しい社会においても、誰もが夢や希望を抱き、充実した人生を送るため、また社会を持続的に発展させていくためには、「生涯にわたって学び続け、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが身につけること」、そして「自立した個人が、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、高め合う精神を持ち、生きがいのある社会を協働してつくりだしていくこと」が大切です。

人づくりを担う教育の役割を果たし、「人・社会の発展」を実現していくために、今後 10 年間を通して教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、教育プランの「基本目標」として上記のように定めています。



これまでの実施計画の取組状況

1 第1期から第2期実施計画における主な取組状況

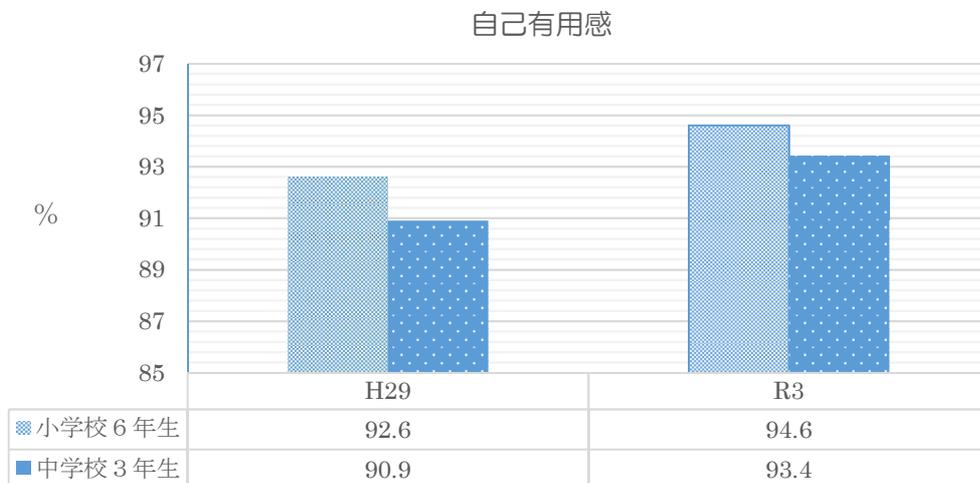
教育プランの具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業を体系的に整理した実施計画としてまとめています。本市では、第1期実施計画（平成27（2015）年度から平成29（2017）年度）及び第2期実施計画（平成30（2018）年度から令和3（2021）年度）に基づき、学校教育や社会教育をめぐるさまざまな課題の解決をめざし、教育施策を推進してきました。

（1）社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成

（取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画）

- ➡ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を第1期実施計画期間中（平成28年（2016）年度）に全校で実践を始め、第2期実施計画期間では工夫・改善を図りながら取組を推進しました。
- ➡ 「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、各学校を訪問しての指導・助言や、研修会や指導資料等の配布を通じた取組事例の共有、保護者・地域への情報提供を行いました。

「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合



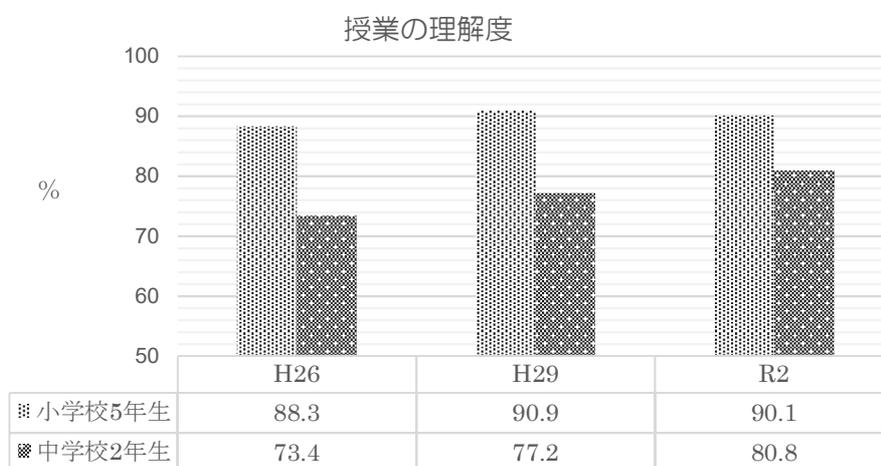
資料：全国学力・学習状況調査

(2) 「生きる力」の育成

(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」をめざして、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新しい学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、「外国語指導助手（ALT）」の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。

「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合



資料：川崎市学習状況調査

- ➡ 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習や、多文化共生教育、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。
- ➡ 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。

(3) 中学校完全給食の実施

(取組期間：第1期実施計画における取組)

- ➡ 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、平成29(2017)年1月から東橋中学校、犬蔵中学校、中野島中学校及びはるひ野中学校において中学校完全給食を開始するとともに、市内3か所の学校給食センターの整備等を進め、平成29(2017)年度中にすべての中学校で完全給食を実施しました。
- ➡ 生徒の食生活の現状や課題、食育の観点等を踏まえて、中学校給食のコンセプトを「健康給食」と定め、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供しています。



「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

(4) 「GIGAスクール構想」に基づく取組の推進

(取組期間：第2期実施計画における取組)

- ➡ 令和2(2020)年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境(校内無線LAN)について、令和3(2021)年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでいます。



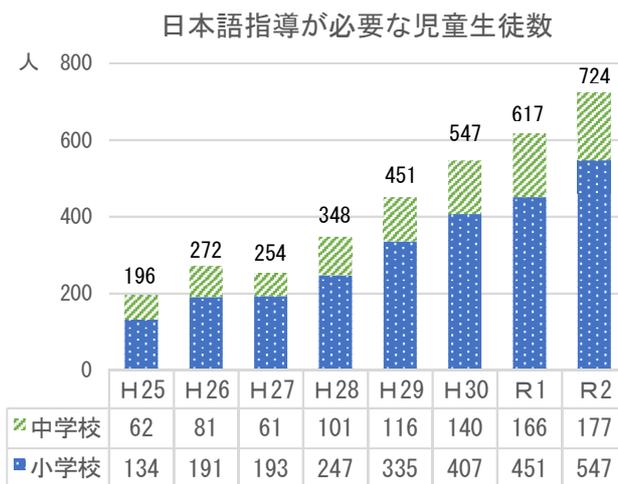
1人1台端末が配られた時の様子

(5) 一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援

(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 平成27(2015)年2月に本市で発生した中学生死亡事件を受けて、各学校では共感的理解に基づく児童生徒に寄り添った支援体制の整備・充実や警察等との連携強化を図るとともに、長期欠席傾向のある児童生徒を早期に把握し、対応するための仕組みを整えました。

- ➡ 子どもが抱える多様な今日的課題に適切に対応するために、市立小学校において児童支援コーディネーターの専任化を進めてきました。平成 29（2017）年度には全校で専任化を行い、児童への包括的な支援体制を構築し、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図っています。
- ➡ 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。
- ➡ 外国につながるのある児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和 2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、さらなる充実を図りました。



資料：川崎市教育委員会調べ

（6）学校安全の推進

（取組期間：第 1 期実施計画～第 2 期実施計画）

- ➡ 「災害時に身を守る」「災害発生時・発生後に地域に協力する」「自然環境や災害等についての基本的知識をつける」をねらいとした防災教育を推進しています。平成 28（2016）年度までにすべての市立学校を学校防災教育研究推進校として指定し、各学校において研究の成果を活かした取組を行い、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を進めています。
- ➡ 東日本大震災の被害の状況を踏まえて学校の防災機能を強化するため、すべての市立学校の体育館及び格技室の吊り天井について、落下防止対策を実施しました。
- ➡ 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、様々な危険から子どもたちを守る取組を推進しています。



スクールガード・リーダーによる登下校時の見守りの様子

(7) 良好な教育環境の整備

(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 学校施設長期保全計画に基づく計画的な改修（再生整備と予防保全）により、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、トイレの快適化やバリアフリー化など、教育環境の向上に向けた取組を進めています。

(8) 県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲

(取組期間：第1期実施計画における取組)

- ➡ 平成29(2017)年度から、市立小・中学校等における教職員の給与等の負担や、学級編制基準（1学級あたりの児童生徒の人数を定める基準）、教職員定数の決定権限が神奈川県から本市に移譲され、円滑かつ効果的な移管に向けた事務を遂行しました。今後、より一層本市の実情に即した学校運営ができるよう、効果的な教職員配置に向けた取組を進めています。

(9) 教職員の働き方・仕事の進め方改革

(取組期間：第2期実施計画における取組)

- ➡ 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（平成30(2018)年度策定）に基づき、学校給食費の公会計化や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置等による人員体制の確保など、教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進しています。

(10) 家庭・地域の教育力の向上

(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 家庭環境の変容や地域社会の変化により、子育てを支えるつながりが希薄化している中で、市民館などでの家庭・地域教育学級、PTAによる家庭教育学級に加えて、これまで各種講座等を受けることができなかった人に学びの機会を提供するため、新たに地域活動団体や企業等と連携した取組を進めています

- ➡ シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」については、平成 26（2014）年度からのモデル実施を経て、令和 3（2021）年 11 月までに 72 か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。



地域の寺子屋事業学習支援の様子

(11) 社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援

（取組期間：第 1 期実施計画～第 2 期実施計画）

- ➡ 様々な市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆や、コミュニティを創造するとともに、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材の育成に取り組んでいます。
- ➡ 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室等を開放するなど、学校施設の有効活用を進めています。特に利用が少ない特別教室については、活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組んでいます。
- ➡ 市民館や図書館等の社会教育施設におけるサービス向上や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。また、市民の主体的な学びを支援するため、市民館や図書館などの市民が自ら学ぶ拠点となる社会教育施設におけるサービス向上や長寿命化を推進して生涯学習環境の充実に向け取組を進めています。

(12) 文化財の保護・活用と博物館の運営

（取組期間：第 1 期実施計画～第 2 期実施計画）

- ➡ 市民の郷土に対する愛着を高め、文化の向上と発展に貢献するため、川崎市地域文化財顕彰制度による取組など、文化財のさらなる保護・活用を推進するとともに、ボランティア等の地域人材と協働して、市民が文化財に親しむ機会の充実に向けた取組を進めています。
- ➡ 平成 27（2015）年 3 月に国史跡に指定された国史跡橋樹官衙遺跡群は、全国的にも貴重な歴史的文化的遺産として、後世まで継承すべき史跡であるため、「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」（平成 30（2018）年度策定）及び「国史跡橋樹官

「街遺跡群整備基本計画」(平成31(2019)年度策定)に基づき、市民等の協力を得ながら保存・整備・活用を進めています。

- ➡ 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館については、新型コロナウイルス感染症の影響等で、来園・来館が困難な方などに向けて、オンラインコンテンツを活用し、活動内容を発信するなど、施設の魅力をPRしました。
- ➡ 日本民家園では、平成29(2017)年度に開園50周年を迎え、50周年記念伝統芸能公演など各種記念事業を行いました。また、かわさき宙と緑の科学館では、令和3(2021)年度の開館50周年記念事業をはじめとして、より多くの来館者に楽しんでいただくよう、様々な取組を行っています。



第 3 章

第 3 期実施計画

1 第 3 期実施計画における基本的な考え方

これまで、「第 1 期実施計画」（計画期間：平成 27（2015）年度から 29（2017）年度まで）及び「第 2 期実施計画」（計画期間：平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度まで）に基づき、教育施策を着実に推進してきましたが、この間、新学習指導要領の実施や GIGA スクール構想の推進等、新たに対応すべき教育課題や本市の教育をめぐる社会環境は大きく変化しています。

そのため、これまでの取組を着実に継承するとともに、さらに発展させ、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、教育プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後 4 年間（令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度まで）の取組内容を、8 の基本政策、19 の施策、45 の事務事業に体系的に整理した「第 3 期実施計画」を策定します。

（1）本市をめぐる国の動向や社会環境の変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、こうした変化を的確に捉えた取組を推進する必要があります。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展、その他、「SDGs（Sustainable Development Goals）持続可能な開発目標」の社会への浸透や、AI やビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用する Society5.0 の進展等が挙げられます。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、教育をはじめ社会・経済の多方面に及んでおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組が新たに求められています。

本市においても、国からの要請を受け、令和 2（2020）年 3 月上旬から 5 月末までの約 3 か月間、市立学校全校において臨時休業を行い、学校再開後も、分散登校を取り入れるなど実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図りながら教育活動を行ってきました。

また、その後も緊急事態宣言が繰り返し発出され、令和3（2021）年8月には、第5波といわれるデルタ株の感染拡大により、夏季休業期間の延長を行いました。教育活動を再開する際には、感染の不安があり、やむを得ず登校を控える児童生徒に対し、1人1台端末を活用して授業を配信するなど、オンラインでの授業配信を実施し、在宅での学習を支援しました。一方で、学校行事については、感染状況を踏まえ、修学旅行や自然教室等の宿泊行事は延期または中止とし、運動会・体育祭は開催方法を工夫し実施しましたが、新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの生活や学び、心身の健康状態に大きな影響を与えることになりました。

こうした状況を踏まえ、今後も、感染対策を徹底した教育活動の実施やICTを活用した子どもたちの学びの保障、さまざまな不安やストレスを抱えて日常生活を送る子どもたちの心のケアに取り組む必要があります。

イ 大規模自然災害の発生

近年、大規模自然災害の被害が増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化する風水害の発生に備えることが求められています。子どもたちが、安全に安心して過ごせる教育環境を確保するために、学校においては、ハード・ソフト両面から自然災害への対策を進めるとともに、地域の避難所として、防災機能の強化に取り組む必要があります。

ウ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、令和32（2050）年のCO2排出実質ゼロをめざす、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を令和2（2020）年11月に策定したところであり、日々の行動変容を促すための環境教育の充実や省エネルギーに配慮した学校施設や社会教育施設の整備など、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。

エ 社会のデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。学校現場においても、GIGAスクール構想により、高速大容量の通信ネットワーク環境の整備と児童生徒1人1台端末が整備されたことにより、これまでの実践とICTの活用を適切に組み合わせることで、学びの質を向上させるとともに、学校教育におけるさま

ざまな課題の解決につなげていくことが求められています。また、社会教育においても、多様な市民ニーズに応えるべく ICT の積極的な活用が求められています。

オ 「SDGs（持続可能な開発目標）」の社会への浸透

SDGs は、平成 27（2015）年9月に国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けてすべての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めてすべてのステークホルダーが役割を担うこと、社会・経済・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

現在、SDGs は世界の潮流となっており、世界中の国や企業が、貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、平和やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和 12（2030）年までに構築するために取り組んでいます。

また、本市は、公害問題をはじめとしたさまざまな課題を市民、事業者と連携して克服してきた歴史と、持続可能な社会の実現に向けた取組が国から評価され、令和元（2019）年7月に「SDGs 未来都市」に選定されました。

カ Society5.0 の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT（Internet of Things）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会のあり方そのものが劇的に変わる状況が生じています。このように急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

(2) 対応すべき主な教育課題

第2期実施計画の策定から4年を経て、新学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の推進など新たに対応すべき教育課題に機動的に対応していく必要があります。

<新学習指導要領の全面实施>

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景を踏まえ、新学習指導要領では、育成をめざす資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。新学習指導要領は小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から全面实施されており、高等学校では令和4（2022）年度に入学した生徒から年次進行で実施されます。

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。また、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメントの確立」が求められています。各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。

<教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進>

教職員の長時間勤務が全国的な課題となる中、本市では、平成29（2017）年度に、教職員を対象とした勤務実態調査を実施しました。調査結果では、多くの教員が「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」といった意識を持つ一方で、教職員の長時間勤務の実態が明らかになりました。

そのような状況を踏まえ、平成31（2019）年2月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（以下「方針」という。）を策定し、取組を推進してきました。今後も、取組の効果を検証しながら、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくため、方針に基づく取組を着実に推進していくことが求められています。

<GIGAスクール構想の推進>

新学習指導要領において、初めて「情報活用能力」が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられました。いわゆる Society5.0 時代を生きる子どもたちの教育には、ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、令和元（2019）年 12 月には、「個別最適化な学び」と「協働的な学び」を持続的に実現するため、学校に高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線 LAN）を整備し、児童生徒一人ひとりがそれぞれに PC 端末を利用しながら学習を進める「GIGA スクール構想」が国から示されました。

GIGA スクール構想の実現に伴い、これまでの教育実践と ICT の活用を適切に組み合わせることで、これからの学校教育は大きく変容し、さまざまな課題の解決や教育の質を向上させることが期待されています。また、災害や感染症等による臨時休業等の緊急時においても、自宅等で端末による学習を継続することで、教職員とのつながりを保ち、子どもたちの学習を保障することが求められています。

<子どもの多様化するニーズへの対応>

現在の学校現場には、特別な支援を必要とする子どもが増加しています。第 1 期実施計画期間から引き続き特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し続けており、また、小・中学校の通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている児童生徒も増加している状況です。さらに、外国につながるの児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒も増加しており、今後もその傾向は続いていくと予測されています。

また、児童生徒の指導上の課題として、近年、いじめの認知件数や不登校の児童生徒数が増加傾向にあり、特に小学校における不登校の児童の増加数が顕著にあらわれています。

加えて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応が求められており、経済的困窮等を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような中で、学校は子どもたちが安心して楽しく通える環境であることや福祉との連携が求められおり、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりに合った支援を行い、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携し、家庭への支援の実施や子どもの多様化するニーズへ対応する必要があります。

<家庭・地域における教育力の向上>

核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化、身近な人から子育てを学ぶことや助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化していることから、子育てに不安や悩みを持つ家庭が増えており、保護者への学びの機会を提供することが必要となっています。そのため、地域における家庭教育を推進していくことが求められており、区役所等の子育て支援・福祉関係部署をはじめ、地域活動団体等と連携した取組が必要となっています。

また、「GIGA スクール構想」の実現や、新学習指導要領の実施をはじめとした学校教育における大きな変化とともに、学校運営協議会の設置が努力義務化され、地域と学校の連携・協働を一層推進し、より幅広い地域住民や多様な地域活動団体等をネットワーク化することで、地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みづくりを行うことが求められています。また、人間関係の希薄化や少子高齢化等を背景に、子どもと大人をつなぐ多様な活動や交流の場の必要性が高まっており、それらをコーディネートする担い手の育成や民間事業者の活用等、地域の教育力の向上や持続可能な地域社会づくりに活かす取組が必要となっています。

(3) 第3期実施計画の策定

以上のような教育をめぐる現状に適切に対応していくためには、これまで本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、現場の実態に目を向け、新たな課題にも正面から向き合い、多様な主体と連携・協働して、計画的に取組を進めていくことが重要です。

教育委員会では、引き続き対応すべき課題並びに教育プランの基本理念及び基本目標を踏まえ、課題解決に向けて教育施策を着実に推進するため、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「第3期実施計画」の策定作業を進めています。

2 第3期実施計画とSDGsの関係

(1) SDGs達成に貢献する教育の推進

教育は、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」として位置づけられ、「教育が全てのSDGsの基礎である」ともいわれています。目標の中には、「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）を通して持続可能な開発を促進するために必要な知識等を習得できるようにする」というターゲットが示されています。ESDを基盤にしつつ、SDGsの視点を踏まえた教育を推進することで、多様な問題が絡み合い、解決が困難な現代の課題の重要性について、子どもたちが認識し、主体的・協働的に学び、行動するための能力・態度を育みます。

SDGsの視点が含まれる学習のアプローチとしては、キャリア在り方生き方教育・環境教育・人権教育・国際教育・情報教育等があります。

これらの教育活動によって、子どもたちの成長を促すとともに、持続可能な社会づくりの創り手を育み、SDGsの幅広い目標への貢献につなげていきます。

(2) 第3期実施計画とSDGsの関係

第3期実施計画においては、教員・職員一人ひとりが「持続可能な社会づくり」や、「誰一人取り残さない」といったSDGsの理念を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各施策・事務事業の取組を進めることを意識します。このような認識のもと、SDGsの17の目標のうち、目標4「質の高い教育をみんなに」を共通の目標とし、基本政策ごとにSDGsの目標を掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 第3期実施計画の全体像

■プランの基本理念・基本目標

基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

■第3期実施計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）「8つの基本政策」と

基本政策

I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階から全ての教育活動を通して計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

（施策及び主な取組）

1. キャリア在り方生き方教育の推進
 - ★キャリア在り方生き方教育の推進



基本政策

II

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることをめざします。

（施策及び主な取組）

1. 確かな学力の育成
 - 新学習指導要領に対応した総合的な学力向上
 - ★市学習状況調査の結果の活用推進
2. 豊かな心の育成
 - 人権尊重教育及び多文化共生教育の推進
3. 健やかな心身の育成
 - 小中9年間を通じた食育の推進
4. 教育の情報化の推進
 - ★かわさきGIGAスクール構想の推進
5. 魅力ある高等学校教育の推進
 - 市立高等学校改革推進計画に基づく取組の推進



基本政策

V

学校の教育力を強化する

地域とともにある学校づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教員が子どもたちと向き合う本来の業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

（施策及び主な取組）

1. 学校運営体制の再構築
 - 学校業務マネジメント支援
 - ★教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進
2. 学校運営の自主性、自律性の向上
 - 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
3. 教職員の資質・能力向上
 - ライフステージに応じた教職員研修の実施



基本政策

VI

家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

（施策及び主な取組）

1. 家庭教育支援の充実
 - 企業と連携した取組などによる家庭教育の支援
2. 地域における教育活動の推進
 - ★地域の寺子屋事業の推進



きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

「19の施策」及び「主な取組」

- : 主な取組
- ★ : 主な取組のうちの重点事業
- 下線 : 第3期実施計画で新たに位置づけた事業

基本政策

Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

（施策及び主な取組）

1. 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

- ★特別支援教育の推進
- いじめの未然防止や早期解決に向けた取組
- かわさき共生＊共育プログラムの推進
- 不登校児童生徒の学習支援の拡充
- ★児童生徒支援・相談活動の拡充
- 就学等に係る経済的支援の実施



基本政策

Ⅳ

良好な教育環境を整備する

地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進します。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やエレベータ設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

（施策及び主な取組）

1. 安全教育の推進

- 学校の防災力の向上
- 通学路の安全対策

2. 安全・安心で快適な教育環境の整備

- ★学校施設長期保全計画の推進
- 脱炭素への対応など環境に配慮した学校施設の整備

3. 児童生徒数・学級数増加への対応

- ★児童生徒数・学級数増加対策
- 新川崎地区の小学校新設に向けた取組



基本政策

Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりに繋がる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

（施策及び主な取組）

1. 自ら学び、活動するための支援の充実

- ★学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進
- 効率的・効果的な図書館サービスの推進

2. 生涯学習環境の整備

- 社会教育施設等の環境整備の推進
- ★学校施設の有効活用



基本政策

Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

（施策及び主な取組）

1. 文化財の保護・活用の推進

- 文化財保護活用計画に基づく取組の推進
- ★橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

2. 博物館の魅力向上

- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の魅力向上



4 第3期実施計画の政策体系

第1階層	
基本理念	「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標	<p>「自主・自立」</p> <p>変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと</p> <p>「共生・協働」</p> <p>個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと</p>

★重点事業に位置づける事務事業

第2階層	第3階層	第4階層			
基本政策(8)	施策(19)	事務事業(45)	ページ	所管課	
Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	1 キャリア在り方生き方教育の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★	29	教育政策室	
Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	1 学力調査・授業改善研究事業 ★	35	総合教育センター	
		2 きめ細かな指導推進事業 ★		総合教育センター	
		3 英語教育推進事業		総合教育センター	
		4 理科教育推進事業		総合教育センター	
		5 学校教育活動支援事業		指導課	
	2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業	38	総合教育センター	
		2 読書のまち・かわさき推進事業		指導課	
		3 子どもの音楽活動推進事業		指導課	
		4 人権尊重教育推進事業		教育政策室	
		5 多文化共生教育推進事業		教育政策室	
	3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業	1 子どもの体力向上推進事業	41	健康教育課
			2 健康教育推進事業		健康教育課
			3 健康給食推進事業		健康給食推進室
	4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業	1 教育の情報化推進事業	43	総合教育センター
			2 かわさき GIGA スクール構想推進事業 ★		
5 魅力ある高等学校教育の推進	1 魅力ある高校教育の推進事業	1 魅力ある高校教育の推進事業	45	指導課	
Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業 ★	53	指導課	
		2 共生・共有推進事業		教育政策室	
		3 児童生徒支援・相談事業 ★		総合教育センター	
		4 教育機会確保推進事業 ★		総合教育センター	
		5 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業		教育政策室	
		6 就学等支援事業		学事課	

第2階層	第3階層	第4階層			
		基本政策 (8)	施策(19)	事務事業(45)	ページ
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 安全教育の推進	1 学校安全推進事業	60	健康教育課	
		2 安全安心で快適な教育環境の整備	1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	62	教育環境整備推進室
			2 学校施設環境改善事業		教育環境整備推進室
	3 学校施設維持管理事業	教育環境整備推進室			
Ⅴ 学校の教育力を強化する	3 児童生徒数・学級数増加への対応	1 児童生徒数・学級数増加対策事業 ★	63	教育政策室	
		1 学校運営体制の再構築	1 学校業務マネジメント支援事業 ★	68	教育政策室
			2 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	70
2 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	指導課				
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	3 教職員の資質向上	1 教職員研修事業	72	総合教育センター	
		2 教職員の選考・人事業務		教職員人事課	
		3 教育研究団体補助事業		指導課	
Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	76	生涯学習推進課	
		2 地域における教育活動の推進	1 地域における教育活動の推進事業	78	生涯学習推進課
2 地域の寺子屋事業 ★	生涯学習推進課				
Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★	83	生涯学習推進課	
		2 図書館運営事業		生涯学習推進課	
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設的环境整備事業 ★	85	生涯学習推進課	
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業		生涯学習推進課	
1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	90	文化財課		
	2 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★		文化財課		
2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	92	文化財課		
	2 青少年科学館管理運営事業		文化財課		

5 第3期実施計画期間の取組

基本政策Ⅰ 「人間としての在り方生き方の軸をつくる」

子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度とともに共生・協働の精神を培う教育の実践が求められています。本市では、これを「キャリア在り方生き方教育」として第1期実施計画から重点施策として位置づけ、すべての学校で取り組んできました。今後も、日々の学習活動を通じて子どもたちの自己肯定感を高め、学ぶ意欲、人と関わる力、社会に参画する資質・能力を小学校段階から計画的・系統的に育てていきます。

○ 現状と課題 ○

人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあるとともに、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」といえるほど劇的に変化し続ける状況があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたり、安全な環境において子どもたちの学びを保障することで、子どもたちが自らの夢を実現できるようにすることが求められています。さらに、貧困、紛争、気候変動など、数多くの国際的な課題に対し、SDGs の達成に向けた取組も重要となっています。このように、今日子ども・若者が生きる社会は、ますます将来の予測が困難な状況になっています。これまでも、変化に十分対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態について、コミュニケーション能力や自己肯定感の不足、他者への配慮の不足といった原因が指摘されています。将来、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力として、チームワークやストレスマネジメント能力、また、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解など、基礎的・汎用的な能力を育成する必要があります。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3（2021）年1月中央教育審議会答申）では、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている」としています。子どもたちが自分の価値を認識しながら、他者の価値も尊重する意識を醸成し、一人ひとりの多様な幸せや社会全体の幸せともいべきウェルビーイング（well-being）の理

念の実現により、多様性と包摂性のある持続可能な社会をめざすことが重要です。

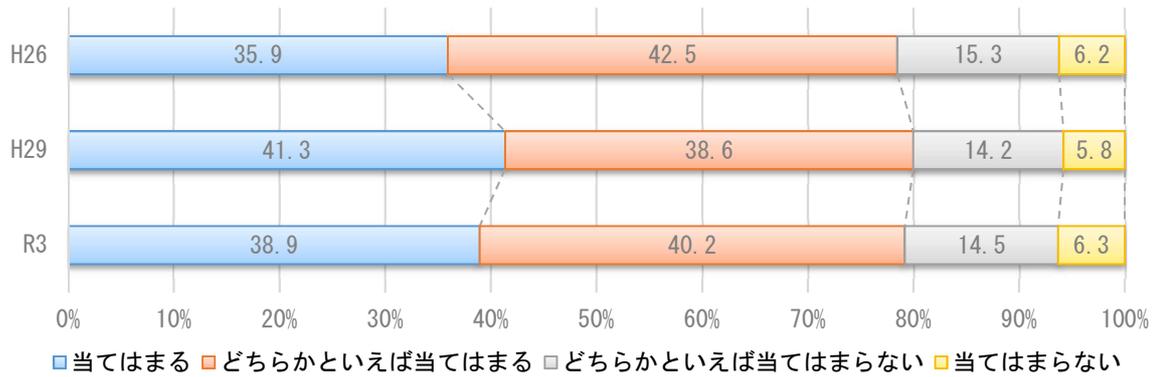
全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の子どもの自己肯定感は年々増加傾向にあるものの、小学校では 6.3%、中学校では 7.2%の子どもが「自分にはよいところがあると思わない」と回答しています【図表 1、2】。また「将来の夢や目標を持っていますか」という項目については、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合は小学生、中学生ともに全国平均よりも低くなっています【図表 3】。

本市では、子どもたちのキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すために、すべての市立学校で「キャリア在り方生き方教育」を推進しています。引き続き、各学校の実情に応じて、子どもたちに、社会的自立に向けて必要な能力や態度とともに、共生・協働の精神を計画的・系統的に育てる教育が求められています。

「キャリア在り方生き方ノート」

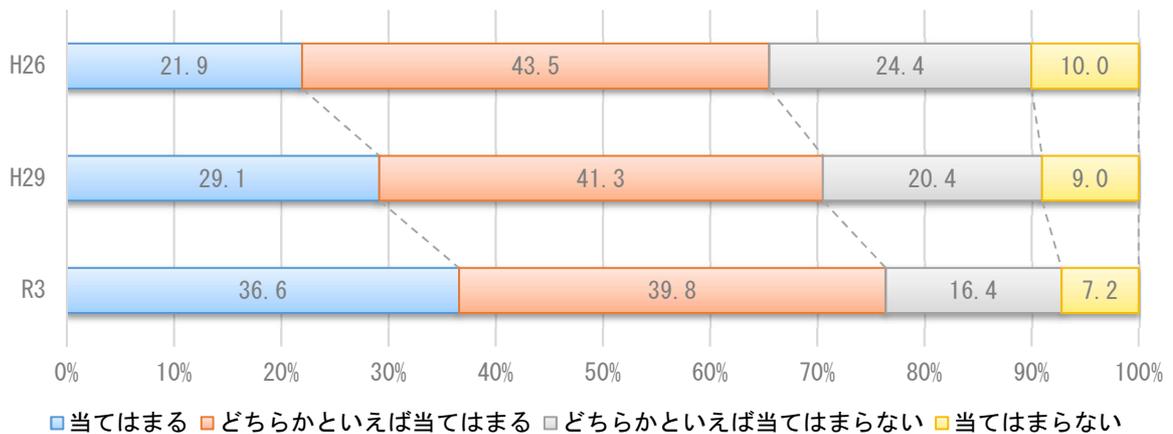


図表1 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する児童の回答の割合（小学校6年生）



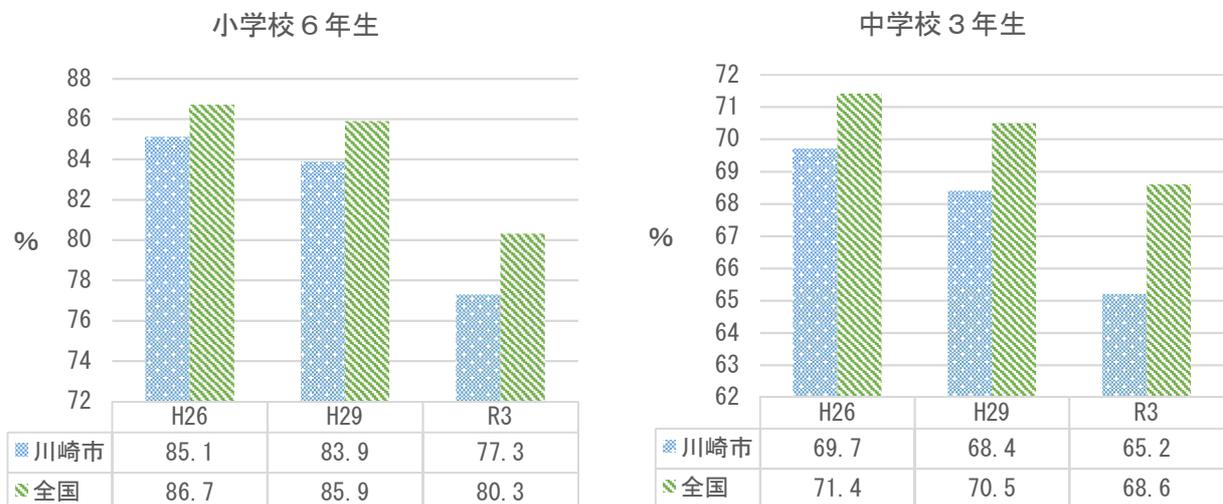
資料：全国学力・学習状況調査

図表2 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する生徒の回答の割合（中学校3年生）



資料：全国学力・学習状況調査

図表3 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問で「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための資質・能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値 (R3(2021))	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
自己肯定感	「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 79.1% 中3 76.4%	小6 82.0% 中3 74.0% 以上	小6 83.0% 中3 77.0% 以上
将来に関する意識	「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 77.3% 中3 65.2%	小6 86.0% 中3 69.0% 以上	小6 90.0% 中3 75.0% 以上
自己有用感	「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 96.0% 中3 94.6%	小6 94.0% 中3 92.0% 以上	小6 97.0% 中3 95.0% 以上
チャレンジ精神 (小6・中3)	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえば挑戦している」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 73.0% 中3 66.0%	小6 81.0% 中3 74.0% 以上	小6 82.0% 中3 75.0% 以上
チャレンジ精神 (小5・中2) 【第3期から設定】	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえば挑戦している」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 78.5% 中2 66.4% (R2)	-	小5 82.0% 中2 75.0% 以上
共生・協働の精神	「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 -*% 中3 -*%	小6 90.0% 中3 85.0% 以上	小6 -*% 中3 -*%
社会参画に関する意識	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 54.2% 中3 39.5%	小6 44.0% 中3 31.0% 以上	小6 56.0% 中3 40.0% 以上

*参考指標「共生・協働の精神」については、出典元の調査において設問がなくなったため記載はありません。

施策 1. キャリア在り方生き方教育の推進

社会の様々な領域において急激な構造変化が進み、産業・経済の変容は雇用形態の多様化や流動化にもつながっています。就職・進学を問わず子どもたちのキャリア形成をめぐる環境が大きく変化し、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力や態度を育てるキャリア教育のさらなる充実が求められています。

平成 28（2016）年度からすべての市立学校で実施している「キャリア在り方生き方教育」は、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念であり、子どもたちの自立に必要な能力や態度を育てる教育です。

小学校からの系統的な取組を通して「自分をつくる」、「みんな一緒に生きている」、「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で、「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」、「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成していきます。そのため、特別活動を要しつつ「かわさき共生＊共育プログラム」など既に各学校で実施されている取組と教科等の学習活動を相互に結びつけ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、引き続き、すべての教育活動を通じて「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。

あわせて、急激な社会・産業構造の変化の中でも、子どもたち一人ひとりが将来直面するであろう現代的な諸課題に、柔軟かつたくましく対応できる力を育て、自信を持って可能性に挑戦することができるよう、将来の生活や社会と関連付けながら、「キャリア発達」の見通しを持ったり、振り返ったりする機会を設けていきます。

また、子どもたちにとっては、1日の生活の大半を過ごす「学校」が身近な「社会」であり、「学校」を通じて「社会」を理解する取組の充実を行い、社会的自立と社会参画の力を育みます。

- ・教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けた「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。
- ・学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ教材として「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」のさらなる充実に向けた取組を進めていきます。
- ・各学校が児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にして、その実現に必要な

教育活動を見直し、現代的諸課題である SDGs や、かわさきパラムーブメント等の視点も取り入れながら、カリキュラム・マネジメントの充実が図られるよう、教職員への研修など学校への支援を行っていきます。

- ・教職員が「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を効果的に活用できるよう研修を行うなど、実践に向けた支援を行い、児童生徒が主体的に学びに向かう力が身につくよう取組を進めていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
キャリア在り方生き方教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア在り方生き方教育の全校実施 ・担当者研修の実施 ・多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 研修実施回数：3回 ●「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」を活用した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全校種における啓発資料の活用 ●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会や報告会の実施 ●広報等による保護者等への理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成及び配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における取組の実施と担当者のスキルアップ ・継続実施 ・推進校における研究支援 ・継続実施 	事業推進

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、誰もが自分らしく生き、共に支え合う未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現が求められています。社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」とは何か、どのように学ぶかを学校と保護者・地域を含めた幅広い主体と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。

○ 現状と課題 ○

基礎的な知識の習得や技能の向上はもとより、子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、課題解決のために他者と協力する資質や能力を伸ばしていくためには、学校のみならず、地域や家庭と連携・協力した取組を計画的に進め、「確かな学力」を育成していく必要があります。

令和3（2021）年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、教科に関する調査において本市の平均正答率は、全国平均と比較すると若干上回っている結果となっています。また、令和2（2021）年度の川崎市学習状況調査における授業の理解度では、小学校5年生の90.1%、中学校2年生の80.8%（各対象科目の平均値）が「わかる、どちらかといえばわかる」と回答しています【図表4】。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景を踏まえ、新学習指導要領では、育成をめざす資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、身に付けるべき資質・能力を明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。また、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るために教育課程の充実に向けて「カリキュラム・マネジメントの確立」が求められています。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、「あなたの学級では学級生活をよりよくするために学級会（中学校：学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」という質問で肯定的な回答をした本市の児童生徒の割合は、小学校6年生で77.4%、中学校3年生で79.4%となっており、全国よりも高い割合を示しています【図表5】。本市では、子どもたちが互いに論じたり語り合ったり、自らの

意思で行動したりする姿は、主体的な社会参画の姿勢を育むことにつながるものと考えています。選挙権年齢の引き下げを機に、これまで以上に、子どもたちに国家・社会の形成者としての意識を醸成することが求められており、すべての校種において発達段階に応じた、主権者教育の充実が必要です。

「豊かな心」の育成については、子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやり、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、想像力の育成につながる読書活動や、深く考え、議論する道徳教育、すべての教育活動を通じて行われる人権尊重教育の充実が必要です。

「かわさきパラムーブメント」では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出」しようとしています。「かわさきパラムーブメント」の取組を未来へ残していくには、将来を担う子どもが、障害や人種、LGBT などをはじめとするいわゆる社会的マイノリティに対して正しく理解し行動できるようにしていくことが重要と位置づけてきました。学校の教育活動全体で行われる道徳教育の一環として、各教科や特別活動等のさまざまな教育活動における「心のバリアフリー」に関する理解を深めるための指導等を継続していきます。「かわさきパラムーブメント」がめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、引き続き、計画的・系統的に行っていく必要があります。

「健やかな心身」の育成については、偏った栄養摂取や朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身等の課題が挙げられることから、学校保健活動、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。

本市では、平成 29 (2017) 年 12 月から中学校完全給食を全校で実施しており、児童生徒の健全な身体を育むため、小中 9 年間を通じた体系的・計画的な食育を引き続き推進していく必要があります。

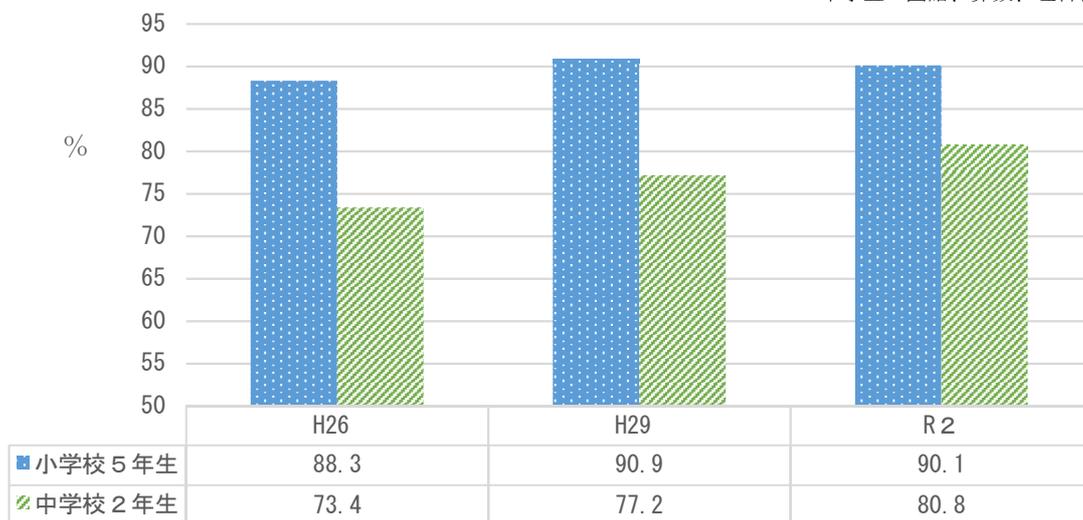
また、令和 3 (2021) 年 1 月の中央教育審議会答申において、めざすべき「令和の日本型学校教育」の姿は「全ての子供たちの可能性を引き出す、『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」とされています。そのためには、今後、さまざまな形で蓄積されていくスタディ・ログを効果的に活用していくことが重要です。さらに、災害や感染症等による臨時休業等の緊急時においても、GIGA スクール構想で整備された ICT 環境を活かして、自宅等で ICT 端末による学習を継続することで、子どもたちの学習を保障することが求められています。

高等学校では、令和 4 年 (2022) 年度から新しい高等学校学習指導要領が年次進行で実施されることから、すでに先行実施している「総合的な探究の時間」の取組も

さらに充実させながら、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を実施し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していく必要があります。

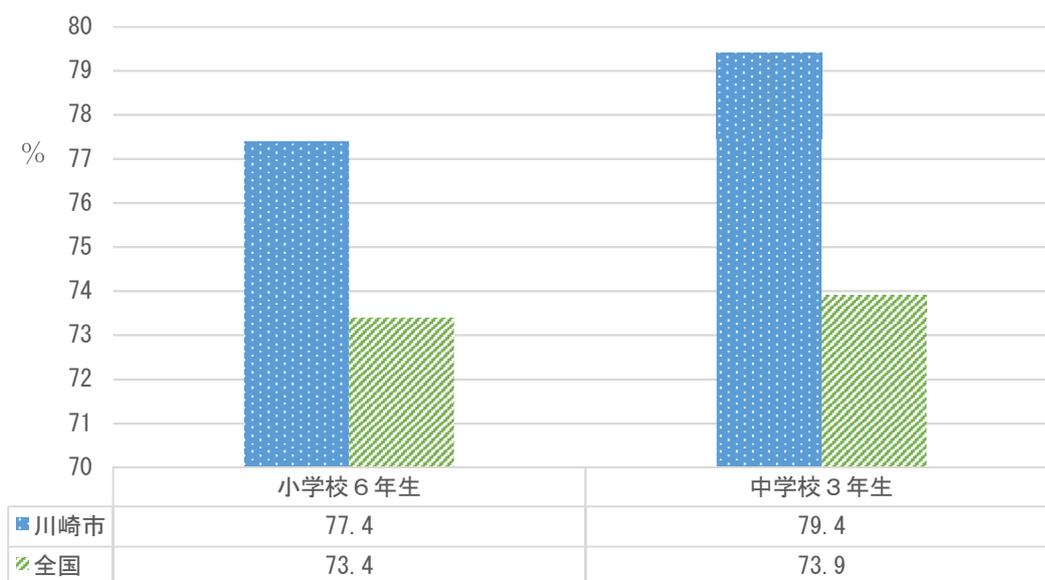
図表4 「授業がわかる」、「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合

※小学生：国語、算数、理科、社会の平均
中学生：国語、算数、理科、社会、英語の平均



資料：川崎市学習状況調査

図表5 「学級生活をよりよくするために学級会（中学校：学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」、「どちらかといえば決めている」と回答した児童生徒の割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
授業の理解度	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 90.1% 中2 80.8% (R2)	小5 93.0% 中2 80.0% 以上	小5 94.0% 中2 82.0% 以上
授業の好感度	「学習がすきだ、どちらかといえばすき」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 73.9% 中2 64.5% (R2)	小5 80.0% 中2 65.0% 以上	小5 81.0% 中2 67.0% 以上
授業の有用度	「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 90.9% 中2 80.5% (R2)	小5 96.0% 中2 79.0% 以上	小5 97.0% 中2 81.0% 以上
英語によるコミュニケーションへの積極性	「道で外国人に英語で話しかけられたとき、何とか英語で話そうとする」と回答した生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	中2 82.7% (R2)	中2 84.0% 以上	中2 85.0% 以上
規範意識	「人が困っているときは、進んで助けている、どちらかといえば助けている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 90.5% (R3) 中3 90.4% (R3)	小6 88.0% 中3 87.0% 以上	小6 91.0% 中3 91.0% 以上
子どもの体力の状況	体力テストの結果（神奈川県 の平均値（体力合計点）を 100とした際の本市の割合） 【出典：全国体力・運動能力、 運動習慣等調査】	小5(男) 100% 小5(女) 100% 中2(男) 94.6% 中2(女) 96.5% (R1)*	小5(男) 101% 小5(女) 101% 中2(男) 100% 中2(女) 100% 以上	小5(男) 102% 小5(女) 102% 中2(男) 100% 中2(女) 100% 以上

*参考指標「子どもの体力の状況」については、出典元の直近の調査結果が令和元年度のものになります。

施策 1. 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、主体的に学習に取り組む意欲を養うことが必要となります。本施策では、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人一台端末を最大限に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした学習活動の充実を図っていきます。

- これまで、小学校5年生と中学校2年生で実施してきた市学習状況調査の実施学年を拡充し、そのデータを活用することで、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの改善・充実に役立てます。
- 探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士、あるいは多様な他者と協働しながら、さまざまな社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手として必要となる資質・能力を育成するために、教科横断的な学習活動の充実を図ります。
- スタディ・ログを分析することで、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図るため、習熟の程度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた取組を推進します。
- 急速なグローバル化の進展の中で英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっており、外国人とのコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。
- 世界的なハイテク企業や研究開発機関が数多く立地する、国際的な先端産業・研究開発拠点を擁する本市の強みを活かし、科学に対する子どもたちの興味・関心を一層高め、魅力ある理科教育を展開します。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
学力調査・授業改善研究事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもたちの資質・能力の定着状況を把握するために調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び結果の活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市学習状況調査(小5・中2)、市学習診断テスト(中1・中3)の実施 ・「生活や学習に関するアンケート」の実施 ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における授業改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・結果報告書作成 ・数値目標の設定等による授業改善 ●実践事例集の活用による指導力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・事例集作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象学年の拡充、調査内容の充実 ・結果を踏まえた、授業改善や家庭学習・自主学習の支援 ・調査の結果等を活かしたさらなる授業改善の推進 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布 	事業推進
きめ細かな指導推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導 ・手引き等を活用した取組の実践 ●少人数指導・少人数数学級等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実情に応じた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・学校の実情に応じた取組の充実 	事業推進
英語教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・英語教育推進リーダー養成数（累計）：24人 ●ALTの配置・活用による英語教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> R3配置数 小・中学校：107人 高等学校：6人 ●各校における指導体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における中核英語教員（CET）への必須研修の実施 ・中学校、高等学校における各校1名以上参加の外国語教育指導力向上研修の実施 ・大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・小学校英語強化非常勤講師（ERT）の小学校への派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育推進リーダーの活用 ・ALTの適正な配置の実施 ・各種研修の実施による英語教育の充実に向けた取組の推進 	事業推進
理科教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 理科支援員の配置や中核的理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心をもって主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●理科支援員配置による理科教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全小学校に配置 ●横浜国立大学と連携した中核的理科教員（CST）の養成及び活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> CST養成数（累計）：73人（見込み） CSTによる研修数：4講座 ●先端科学技術者の派遣授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・CST養成プログラムの実施と理科指導力向上に向けた取組の推進 ・継続実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
学校教育活動支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育活動サポーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ●小中学校における自然教室の実施（八ヶ岳少年自然の家） <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	事業推進

施策 2. 豊かな心の育成

「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育てていく必要があります。子どもたちの健やかな成長のため、読書活動、体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、豊かな人間性を育む取組を推進していきます。

- 「特別の教科 道徳」において、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの子どもが自分自身の問題と捉え、向き合うことができるよう「考え、議論する道徳」の推進を図ります。また、学校教育全体を通して道徳性を養うことができるよう、各教科等との関連を図りながら道徳教育を推進します。
- 本に親しむことで、言葉や知識を学び、表現力や想像力を高め、人生をより豊かに生きていくことができるよう、学校司書等の配置を進めるとともに、図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、子どもの読書環境の充実を図ります。
- 音楽の素晴らしさや楽しさを味わい、豊かな感性等を育むため、子どもが文化や芸術に接する機会となるよう「子どものためのオーケストラ鑑賞」や「子どもの音楽の祭典」等の取組を推進します。
- 子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を図ります。また、障害者、外国につながる人、性的マイノリティなど、多様な背景を持つ人々に対して、正しい理解の促進を図るとともに、自他のよさを認め、一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を築くことができるよう、総合的に人権尊重教育の推進を図ります。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
道徳教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>児童生徒が、生命を大切に する心や他者と協調し他人 を思いやる心、善悪の判断な どの規範意識等の道徳性を 養うことができるよう、「特別 の教科 道徳」を要として、学 校教育全体を通じて行う道 徳教育の充実を図ります。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 ・道徳教育推進教師研修による指導体制の充実 ・担当者研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における道徳教育の充実 ・道徳教育推進教師研修、教員経験5年目以下の教員を対象とした研修等の充実 ・「いのち・心の教育」に関する研修の充実 	事業推進
読書のまち・かわさき推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>子どもから大人までが読書に 親しめるよう、さまざまな読書 活動を推進するため、学校司 書の配置による読書環境の 整備など、「読書のまち・かわ さき 子ども読書活動推進計 画」に基づく取組を推進しま す。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ・第4次計画の策定 ●統括学校司書及び学校司書配置による学校図書館の充実 総括学校司書配置数：21人 学校司書配置数：56人 ●図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の実施 ●図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 R1実施回数：25回 ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・ドリルの配布やイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進 ・学校司書等の適正な配置 ・継続実施 ・継続的な研修の実施 ・連携した取組の実施 	事業推進
子どもの音楽活動推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>音楽のすばらしさを味わい、 体験することを通して、子ども たちの豊かな感性を育み、生 涯を通じて音楽を愛好する 心情を育てられるよう、本格 的なオーケストラ鑑賞や、市 内の貴重な音楽資源を活用 した音楽の体験活動を推進 します。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 R2体験者数：5,229人（57校） ●ミュージア川崎シンフォニーホールを舞台とした「子どもの音楽の祭典」の実施 ・事業実施 ●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成 実施校数：20校 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続的な実施 ・継続実施 ・「ジュニア音楽リーダー」の育成実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
人権尊重教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「子どもの権利に関する条例」や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の推進 開催：年1回 ●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 R2研修参加者数：2,878人（PTAは中止） ●人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・教材内容の改善及び効果的な活用 ●子どもの権利学習派遣事業の実施 派遣学級数：113学級（子ども向け） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進会議の継続的な開催など、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえた人権尊重教育の推進に向けた情報共有の推進 ・研修等の継続的な実施 ・内容の改善による教材等の充実と効果的な活用の推進 ・学校のニーズに応じた派遣事業の実施による学習機会の充実 	事業推進
多文化共生教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進 派遣校数：78校（212人） ●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた外国人教育についての情報共有や意見交換の推進 R3開催：1回 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の推進 ・実践事例報告会や事業説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣事業の実施 ・外国人教育推進連絡会議の継続的な開催による事業の充実 ・実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施 	事業推進

施策3. 健やかな心身の育成

「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいく必要があります。生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。

第2期実施計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内全校で臨時休業となる事態がありましたが、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、感染防止対策を講じながら教育活動を行い、子どもたちが安心して過ごせるよう取組を進めていきます。

- 誰もが運動する心地よさを味わい、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、学校・家庭・地域・行政が連携を図りながら、子どもの体力向上を図ります。
- 体育や健康に関する指導を充実させ、子どもが持つ運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、運動する習慣を身につけることで、生涯にわたっての心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成をめざします。
- 本市を拠点に活動する「かわさきスポーツパートナー」とも連携し、スポーツの楽しさや素晴らしさを感じる取組を進めます。
- 自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症については、今後もその影響は予測困難であるため、感染状況に応じて、保健管理上の適切な感染症対策を図り、健やかな学校生活を送れるよう取組を進めます。
- 効果的に食育を推進するため、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の取組により、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	
			令和8（2026）年度以降
子どもの体力向上推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の実施 ● 休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 R3実施校数：全小学校（114校） ● 部活動への支援 ・技術的指導を行う部活動指導者の派遣：55人 ・全国大会等出場者への旅費等の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・全小学校での「キラキラタイム」の継続実施 ・部活動への継続的支援 	事業推進
健康教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 ・感染対策用品の配布等の実施 ● 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ・保健の授業等で実施 ● 児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・食物アレルギー研修の実施 ● 学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ・各種健康診断の実施 ● スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援 派遣校数：6校 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校状況に応じた継続的な支援 ・継続的な健康教育の推進 ・養護教諭や栄養士を対象とした研修の継続実施 ・健康診断の適正な実施 ・若手養護教諭の養成・支援のための派遣の実施 	事業推進
健康給食推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効果的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ・食材や味付けにこだわった、健康的で、おいしい給食の提供 ・JAせしサなど多様な主体と連携した給食の提供 ・小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・テレビ動画等の市民への情報発信 ● 中学校給食の円滑な実施 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施 ● 小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ・老朽機器等の計画的更新 ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化 ● 安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給 ● 学校給食費の適正な徴収 ・学校給食費の公会計化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎らしい特色ある給食の提供 ・学校における食に関する指導プランに基づいた体系・計画的な食育の推進 ・継続実施 ・老朽機器等の計画的な更新の実施 ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化の継続実施 ・運営支援内容の検討と検討に基づく取組の推進 ・徴収状況を踏まえた取組の推進 	事業推進

施策 4. 教育の情報化の推進

令和3年1月、中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）では、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明となる状況においては、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められることが示されています。これらを実現するための授業づくりにあたっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を行っていくことが求められており、その際、ICTを活用して、空間的・時間的制約にしばられずに今までできなかった学習活動の新たな可能性を探ることや、学習履歴（スタディ・ログ）の活用を図ることが重要であるとされています。

本市においては、国等の動向を見据え、教育の情報化に必要となるICT環境の整備・活用に関し、教育分野、校務分野にわたる情報化施策として「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定し、その計画に基づき、着実に事業を推進していきます。

- ・児童生徒自らが氾濫する情報の中から、何が重要かを主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育てていきます。
- ・児童生徒へのICTスキルや情報モラル等についての指導の充実を図るとともに、各教科等で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を進めていきます。
- ・教員のICTを活用した指導力向上に向けて、ライフステージに応じた研修体制を整え、教員をサポートします。また、外部団体や大学、企業とも連携しながら、指導力向上に向けた取組を推進します。
- ・教職員の業務効率化の取組に資するよう、校務支援システムや学務システム等の活用による効率化や最適化に向けた検討を進めます。
- ・児童生徒の出欠席の状況や健康診断の結果、学習記録などの情報を教職員の間で共有できるようデータ連携等により見える化をし、一人ひとりに寄り添った指導の充実を図っていきます。
- ・「かわさき GIGA スクール構想」では、1人1台端末を活用し、インターネットにつながる中で、クラウドにより学びを蓄積することや、双方向の学びが可能となり、既習事項や他者・他教科などとも「つながる」をキーワードに、段階的に学びの質

を高めていきます。

- ・クラウド・バイ・デフォルトの環境で1人1台端末を活用して教育データを蓄積し、児童生徒の可能性を最大限引き出すための授業改善に役立てていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度		
				令和8（2026）年度以降
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定 ・計画に基づく取組の実施 ●情報モラル教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施 ・判断力の育成など情報モラル教育の推進と家庭との連携推進 ●学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器の更新・整備 ・GIGA端末導入に伴う小学校PC教室の見直し ●校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・研修開催やサポートデスク等による各学校のサポート ・サポート体制の充実 ・学習データや児童管理データ、指導データなど様々なデータの連携による効率化の促進 ●ネットワーク環境の充実にに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境のあり方の検討 ・検討結果に基づく取組の推進 			事業推進
かわさきGIGAスクール構想推進事業 「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ0・1の実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施 ・情報活用能力を基盤として段階的なステップアップを図る取組の推進と授業での活用 ・研究推進校・拠点校における取組の支援と共有による事業の充実 ・ICT活用研修の充実と各教科・各校種における活用の推進 ●学校での活用を促進する人的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・GSL研修会参加者数：延べ1,333人 ・GIGAスクールサポーターによる支援：15名配置 ・情報交換会等を含むGSL（GIGAスクール構想推進教師）研修会や要請訪問研修の実施 ・サポーターの配置による学校支援 ●教育用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書実証事業重点校での調査と活用方法の検討 ・デジタル教科書の活用に関する研究と取組の推進 ・副読本のデジタル化支援と活用の促進 ●学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・教育データの利活用に向けた整理 ・教育データの活用手法の検討と指導・評価の改善への反映 ・GIGA端末における教育データの活用状況の調査 ・GIGA端末における教育データの調査・分析 ●児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備 ・各学校の状況に応じたGIGA端末の整備と適切な維持 ・利用状況に対応した通信環境の確保に向けた調査、検討 ・利用アカウントの発行、管理等の効率的な運用 			事業推進

施策5. 魅力ある高等学校教育の推進

グローバル化、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、多様な人々と協力し、主体性を持ってさまざまな課題の解決を図っていくために必要となる力を身につけることができるよう、各校の特色を活かして多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実を図り、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。

- 各校が魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現をめざします。
- 「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」に基づき、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力を育成する取組を推進します。
- 定時制課程に在籍する生徒の将来の自立に向け、各学校における学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。また、日本語指導の必要な生徒に対してのサポートや学校の支援体制のより一層の充実を図ります。
- 定時制課程において外国につながる生徒が増加していることから、在県外国人等特別募集を行い、生徒の日本語支援及び個に応じた学習支援を行います。
- 川崎高等学校及び附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICT を活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
魅力ある高校教育の推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある普通科教育の推進 ・定時制における学びの充実 ・特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備 ●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・聴講生制度：2コマ ・図書館開放：1校 ・開放講座：6講座（R1） ●川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫教育の推進 ●市立高校における多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・橋・幸・高津高校における協働に向けた体制作りと取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科におけるカリキュラム・マネジメントの充実とキャリア教育の推進 ・定時制における将来の自立に向けた支援や日本語指導の充実、在県外国人等特別募集の実施 ・インターンシップや合同発表会の実施など特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備 ・聴講生制度、図書館開放、開放講座等の取組の推進 ・川崎高等学校校及び附属中学校における中高一貫教育の実施 ・多様な主体との連携・協議体制の構築と連携した取組の検証 	<p style="text-align: center;">事業推進</p>

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

本市においては、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒、また、通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒の在籍のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国につながるのある子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加傾向にあります。

加えて、近年では本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応が求められており、このような背景を持つ子どもは教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような中で、学校には、子どもたちが安心して楽しく通える環境であることや、福祉との連携が求められており、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりに合った支援を行っていきます。

○ 現状と課題 ○

市立特別支援学校においては、在籍児童生徒数が平成 19（2007）年度以降増加傾向にあり【図表6】、施設の狭あい化や障害の重複化、多様化への対応等が課題となってきました。これまで、市立特別支援学校の再編整備や分教室の設置、医療的ケア拠点校の整備などに取り組んできましたが、今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を行うため、良好な教育環境の確保や医療的ケア支援のさらなる充実、居住地校交流の促進などの取組を進める必要があります。

また、川崎高等学校附属中学校を除くすべての小・中学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加が続いており、その障害も重度・重複化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、適切な教員配置、教育環境の整備等が課題となっています。

通常の学級においては、発達障害の可能性のある児童生徒が多数在籍しており、通級による指導が必要な児童生徒は増加傾向にあります。日本語指導が必要な児童生徒も増加しており、適切な支援が求められています。

不登校児童生徒については、「無気力、不安」、「友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」等さまざまな要因から小中学校ともに増加傾向にあります【図表7】。不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす必要があること、また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立の困難さ等のリスクが存在することに留意する必要があることから、これまで以上に、丁寧か

つさまざまな支援を行っていくことが求められています。家庭やフリースクール等との連携を一層進めるとともに、GIGA スクール構想の取組等を踏まえ、ICT を活用した学習支援の拡充を行うなど、多様で適切な教育機会を確保していくことが重要となります。

いじめに関しては、パソコンやスマートフォンの普及など子どもを取り巻く環境の変化により、その態様もさまざまになっており、見えにくくなっています。

いじめの認知件数は、近年、中学校においてはほぼ横ばいで推移する一方、小学校においては増加傾向を示しています【図表8】。本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止等を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づき各学校が方針を定め、支援教育コーディネーターなど教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、いじめの早期発見、初期対応を図っています。また、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関との連携などを通じて、今後も、学校全体で支援する校内体制を確立することがより一層重要となっています。

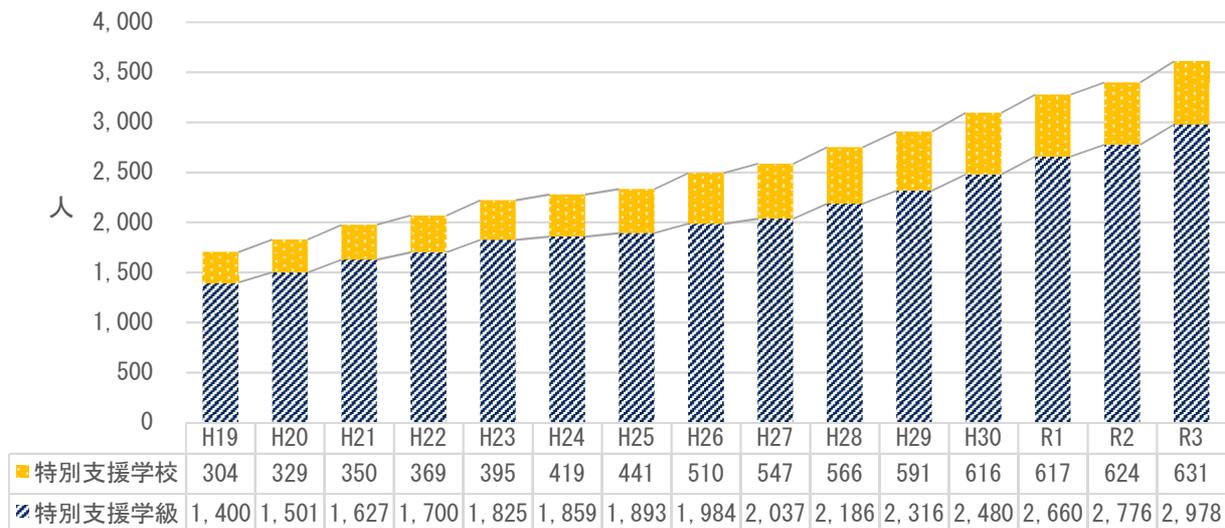
経済的に厳しい状況にある世帯では、経済的な理由による進学断念・中退が起きる可能性が高く、本人の希望等によらず進学・在学を諦めざるを得ない状況について懸念されます。学習意欲のあるすべての子どもが、経済的な理由のために学習機会が失われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な支援が求められています。

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、課題が多様化・複雑化する中で、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、学校だけではなく、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を総合的に推進していくことが必要です。



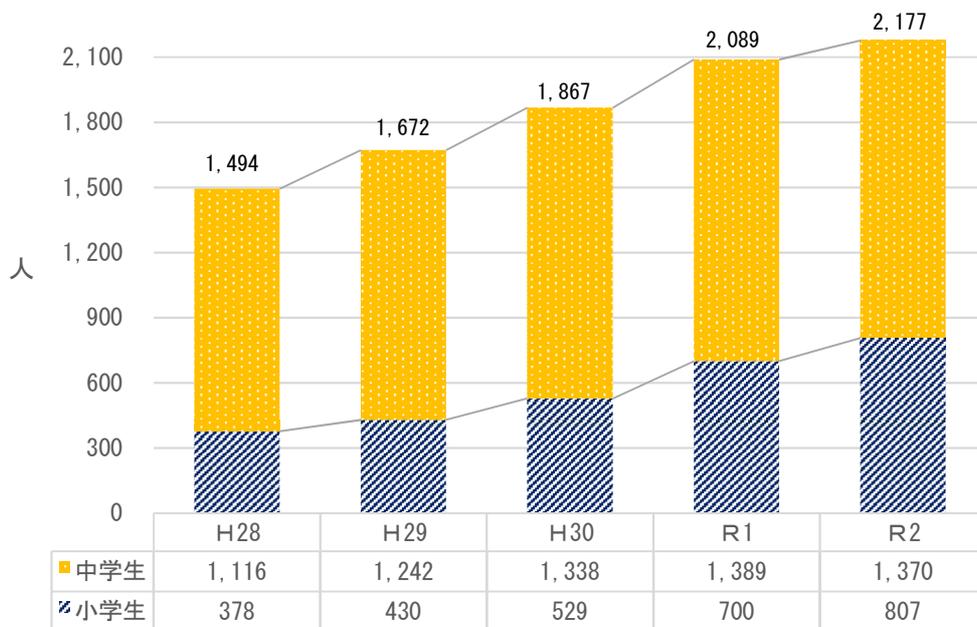
国際教室での日本語指導の様子

図表6 市立特別支援学校・特別支援学級在籍者の児童生徒数の推移



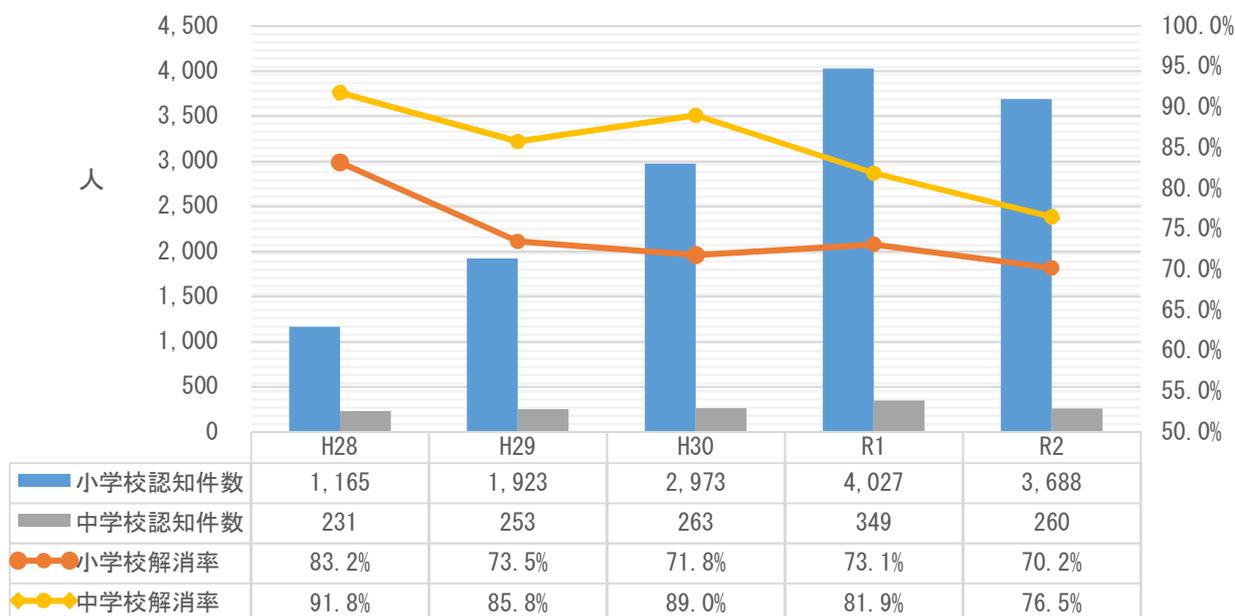
資料：川崎市教育委員会調べ

図表7 不登校児童生徒数の推移



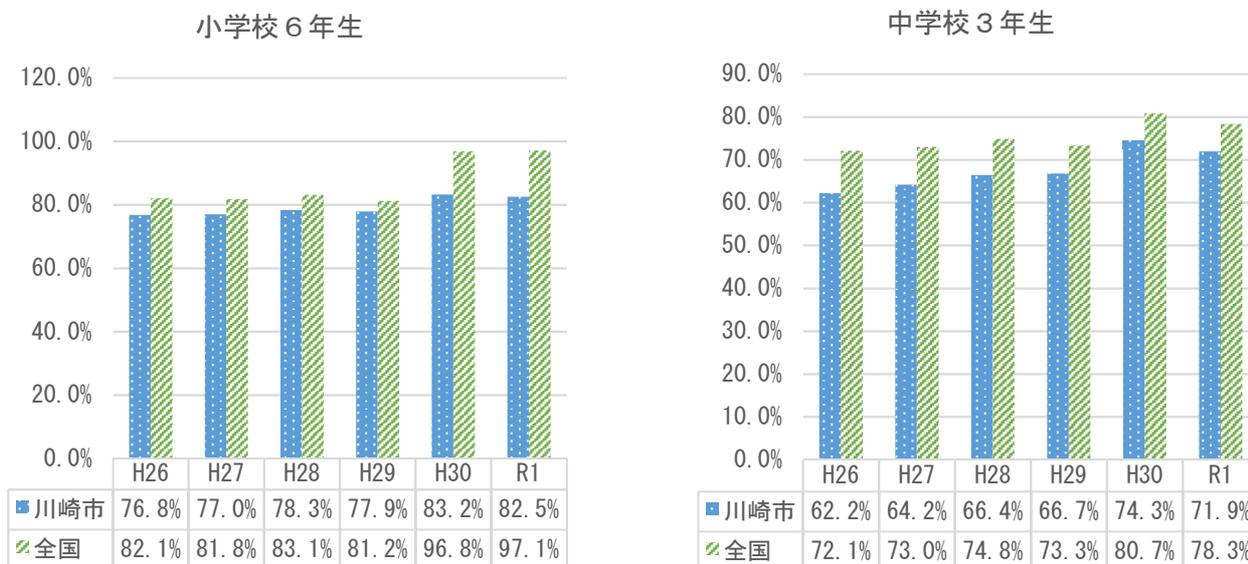
資料：川崎市教育委員会調べ

図表8 いじめの認知件数及び解消率



資料：川崎市教育委員会調べ

図表9 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育(支援教育)を学校教育全体で推進します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
支援の必要な児童の課題改善率	各小学校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある(12月時点)児童の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.9% (R2)	95.0% 以上	97.0% 以上
支援の必要な生徒の課題改善率 【第3期から設定】	課題が解消・改善傾向がみられる人数÷特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校、暴力など課題のある生徒数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	74.5% (R2)	-	80.0% 以上
支援の必要な児童に対する支援の未実施率(小学校)	各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった(12月時点)児童の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	0% (R2)	0%	0%
個別の指導計画の作成率(小・中・高等学校)	すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した児童生徒の割合 ※学校の割合から児童生徒の割合に見直し 【出典：川崎市教育委員会調べ】	- % (R3) ※調査実施予定	100%	100%
いじめの解消率	いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 70.2% 中学校 76.5% (R2)	小学校 85.0% 中学校 92.0% 以上	小学校 85.5% 中学校 92.0% 以上
1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) 【第3期から設定】	暴力行為発生件数÷全生徒数×100 【出典：川崎市教育委員会調べ】	5.05件 (R2)	-	6.88件以下 ※コロナ禍以前の最小値(H27)
不登校児童生徒の出現率	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 1.09% 中学校 4.61% (R2)	小学校 0.30% 中学校 3.34% 以下	- ※

※不登校については、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年度10月25日)が発出され、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす必要がある。という考え方が示されたため、不登校児童生徒の出現率については、第3期実施計画から目標値を定めないこととしています。

施策 1. 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

本市では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組み、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進しています。今後もすべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

- ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- ・小学校の通級指導教室において、保護者の送迎負担や交通アクセス等の課題解消に向けて、巡回による指導を段階的に導入します。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた適切な支援を行います。
- ・小・中学校の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒に対して外部人材を活用した介助支援人材を配置し、安定的な学級運営を図ります。
- ・特別支援学校卒業後の生徒それぞれの社会的自立に向けて、職業教育等を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図ります。
- ・市域内の特別支援学校の狭あい化解消に向け、特別支援学校の設置義務者である神奈川県と連携しながら、良好な教育環境の確保に向けた取組を進めます。
- ・障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、障害のない子どもにとっても、さまざまな人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、特別支援学校の居住地校交流など児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習を推進します。
- ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
- ・各学校において支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、さまざまな教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。

- ヤングケアラーや子どもの貧困など、児童生徒を取り巻く環境は、年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所の子育て支援・福祉関係部署等と連携した子ども支援を進めます。
- ICT を活用した学習支援、ゆうゆう広場での体験活動、フリースクール等との連携など、さまざまな取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- 不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICT 等を活用した学習支援や不登校特例校について調査・研究を進めます。
- 外国につながるのある児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、日本語指導体制の充実を図るなど、一人ひとりに応じた支援を推進します。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。また、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	
			令和8（2026）年度以降
特別支援教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援 ・担当教員による小・中学校への支援 ●小・中学校通級指導教室の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置 ・通級指導体制の充実にに向けた巡回方式の試行 ・検査体制の強化や巡回方式の導入など通級指導体制の充実 ●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ ・個別の指導計画及びサポートノートの活用による適切な引継ぎの実施 ●特別支援教育研修の実施による専門性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・必須研修：19回 ・希望研修：10回 ・学びの場に応じた研修の継続実施と充実 ●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣 ・継続実施 ●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置による学習支援 ●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・R2配置回数：21,092回 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの継続配置 ●小中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・配置校数：10校 ・特別支援学級への介助支援人材の継続配置 ●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉と連携した教育支援の実施 ・福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援 ●社会的自立に向けた就労支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・高等部における就労訓練の実施 ・関係機関との連携による支援の充実 ●特別支援学校の計画的な施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中央支援学校大戸分教室の増築に向けた取組 ・中央支援学校高等部分教室の整備に向けた取組及び学校化に向けた検討 ・受入枠拡充に向けた神奈川県との協議 ・中央支援学校大戸分教室、高等部分教室の計画的な施設整備と学校化に向けた取組の推進 ・受入枠拡充に向けた神奈川県との協議結果に基づく取組の推進 ●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に応じて各校で実施 ・交流及び共同学習の継続 	事業推進	
共生・共有推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共有プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における「かわさき共生＊共有プログラム」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における年間6時間授業の実施 ・担当者研修の実施：年2回 ・ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・GIGAスクール構想に対応したエクササイズの見直し ・各学校における「かわさき共生＊共有プログラム」の推進 ・各学校でのICTを活用したプログラム実施の支援 ・エクササイズを活用した取組の実施 	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
児童生徒支援・相談事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。 </div>	●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 コーディネーターの配置：小学校全校、中学校41校 コーディネーター研修の開催：8回 ●スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校・高等学校への配置 ・小学校、特別支援学校への派遣 ●スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 配置：8名	・小中学校全校へのコーディネーター配置と児童生徒支援の推進 ・カウンセラーによる専門的相談支援の充実 ・学校巡回カウンセラーの充実とスーパーバイザーの配置による体制強化 ・配置拡大による7区での巡回支援の充実	事業推進
教育機会確保推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。 </div>	●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ・市内6か所の運営 ●子どもたちの目線より近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 配置：20名 ●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 ●GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校児童生徒への支援 ・オンライン授業やデジタル教材による児童生徒の支援 ●不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 ・不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討	・市内6か所のゆうゆう広場における児童生徒支援 ・メンタルフレンドの活用による支援・相談の充実 ・夜間学級の運営による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 ・端末活用等による長期欠席・不登校児童生徒への支援の充実 ・事例研究等による不登校特例校設置可能性の検討と取組の推進	事業推進
海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。 </div>	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・教育相談の実施 ●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ・日本語初期支援員の配置 ●特別の教育課程による日本語指導の実施 ・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 ・国際教室担当者等への研修の実施 ●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ・通訳機器の配置 ・通訳・翻訳の充実 ●円滑な就学に向けた支援 ・就学前の学校説明会「プレスクール」の実施 ・就学案内及び就学状況の把握	・継続実施 ・日本語初期支援員による支援の充実 ・国際教室の設置による日本語指導の充実 ・ICTの活用等による円滑なコミュニケーション手段の確保	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づき、就学事務を適正に執行します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 確実な就学援助費の支給による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・就学援助システムを活用した円滑な認定及び支給の実施 ● 特別支援教育就学奨励費の支給による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な支給 ● 就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就学事務の実施 ● 高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な支給・貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給による支援 ・就学援助の円滑な認定と援助費支給による支援 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたちが自ら事故や災害から身を守るための能力を身につける安全教育を推進するとともに、学校内や通学路の環境整備に努め、児童生徒の安全を確保します。

また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、地域の避難所でもある学校施設の防災機能の強化を図るとともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）」の改正に伴う35人学級の実施や児童生徒の増加への対応を的確に行い、良好な教育環境を確保します。

○ 現状と課題 ○

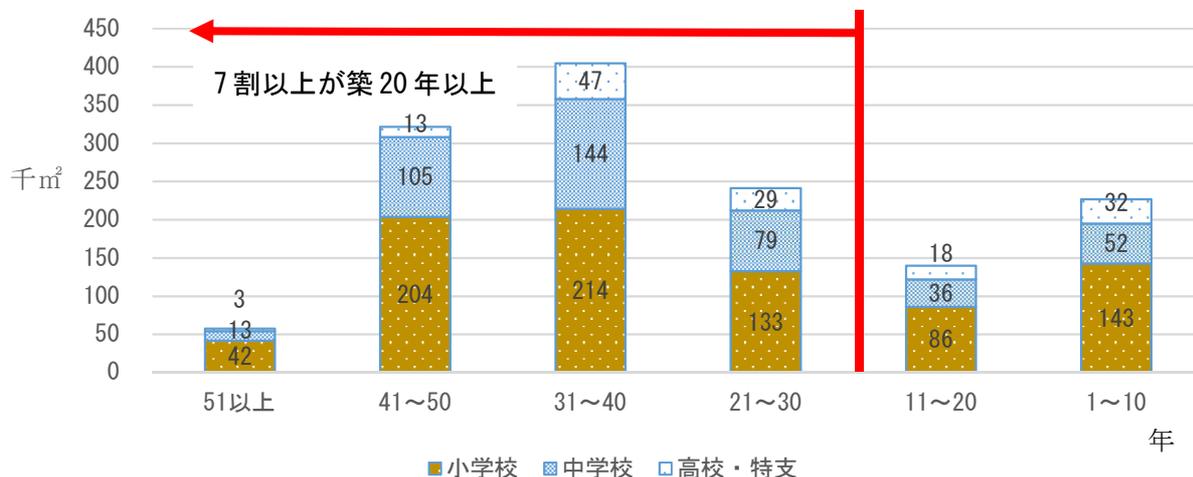
昨今、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害等が各地で起きています。そのような状況の中、子どもたちの自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育を組織的に推進し、さらに、地域社会や家庭との連携をとりながら学校安全の推進を図ることが必要です。

交通事故については、小学校低学年が事故に遭う件数が多くなっており、自転車走行中や歩行中の事故が多くなっています。このような状況下において、子どもの交通事故を防止するためには、交通ルールを学ぶ教育の充実を図ることはもとより、子どもが安心して登下校できるよう通学路の安全確保に向けた取組が必要です。

学校施設については、本市が保有する施設全体の約7割が築年数20年以上を経過しており【図表10】、今後も引き続き、「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に予防保全を実施するとともに、再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら、長寿命化を進めていくことが必要です。あわせて、令和3（2021）年4月に改正された国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」では、老朽化対策とともに、自然災害や感染症などから児童生徒等を守るため、防災機能の強化や衛生環境の改善による安全・安心な教育環境の確保が不可欠であるとされているほか、バリアフリー法も改正されたところであり、これらに対応した取組が必要となっています。また、「川崎市地域防災計画」において、学校施設は避難所・地域防災拠点として指定されていることから、防災機能の強化を図っていく必要があります。

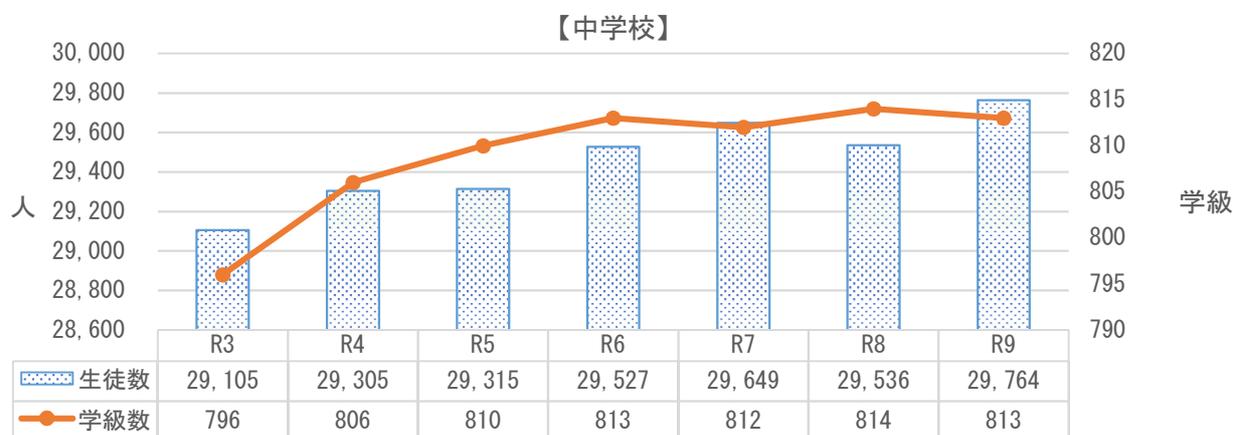
本市では、今後も大規模集合住宅の建設等により児童生徒数の増加が見込まれる【図表 11】地域があるほか、「義務標準法」の改正に伴い小学校の学級編制基準が段階的に引き下げられることを踏まえ、必要な教室数を確保し、良好な教育環境を維持することが求められています。

図表10 建築後経過年数別保有面積（令和3（2021）年度時点）



資料：川崎市教育委員会調べ

図表 11 児童、生徒数・学級数長期推計



資料：川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や、エレベータの設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
トイレ快適化整備校数(小・中・高・特別支援学校)	トイレを快適化した校数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	99校 (R2)	123校 以上	175校 (R4)
エレベータ設置校数の割合(小・中・高・特別支援学校)	校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.3% (R2)	86.2% 以上	98.3% 以上
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	築年数20年以下(平成25(2013)年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済みの学校施設/全学校施設 【出典：川崎市教育委員会調べ】	37.9% (R2)	50.0% 以上	80.0% 以上
児童生徒の登下校中の事故件数	児童生徒の登下校中の交通事故件数(過去5年間平均) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	35.6件 (R2)	25件 以下	23件 以下

施策 1. 安全教育の推進

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、地域や関係機関と連携した活動等をととして、子どもたちの防災意識を高めます。

- 関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導を推進します。
- 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- 近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTAや地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるほか、関係機関と連携した防犯パトロールの充実を図るための取組も進めるなど、地域と連携しながら子どもの安全を確保する対応を図ります。
- これまで取組を進めてきた地震への対策に加え、毎年各地で発生している大規模な風水害の発生に備える必要性が高まっていることから、学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25人 ●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：97か所(R3.9月末日時点) ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ・通学路安全対策会議の開催 ・危険か所の改善 ●学校防災教育推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進 指定校：7校 ・防災学習テキストの配布と防災教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーの配置による子どもたちを守る取組の推進 ・各学校の実情に応じた適正な配置 ・通学路安全対策会議の開催及び危険か所の改善の推進 ・研究及び成果の共有による各学校の防災力向上と、防災教育の推進 	事業推進

施策 2. 安全・安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、改修による再生整備と予防保全により学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、長寿命化を推進します。

また、トイレの洋式化・ドライ化による衛生環境の改善やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進するとともに、非構造部材の耐震化など、学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

- 「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に施設整備を実施し、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めます。
- 校舎の内外装改修や断熱化などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組みます。
- 老朽化の著しい給水管の改修を進めるとともに、あわせて直結給水化を実施することで、子どもたちにより安全でおいしい水が提供できる環境を整備します。
- 障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができる教育環境の整備として、令和 2（2020）年度末までに 158 校にエレベータ設置が完了しており、引き続き、誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー化の取組を推進します。
- 子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ改修については、令和 2（2020）年度末までに 99 校で完了しており、令和 4（2022）年度末までに、高等学校等を含めた本市のすべての学校において快適化工事が完了するよう、取組を進めます。
- 平成 20（2008）年度及び 21（2009）年度に小中学校等の普通教室へ一斉に整備した空調設備は、設置から 10 年以上が経過し、劣化の進行が懸念されることから、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」を踏まえながら、複数年にわたる段階的な更新の手法について検討を進めます。
- 東日本大震災の被害の状況や「川崎市地域防災計画」等を踏まえ、窓ガラスへの飛散防止対策の更新等非構造部材の耐震化など、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
学校施設長期保全計画推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校施設長期保全計画」に基づく学校施設の長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事：16校 体育館の工事：2校 ●緊急性の高い老化した給水管の適切な更新 ・更新方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な再生整備及び予防保全の実施 ・方針に基づく設計、工事の推進 	事業推進
学校施設環境改善事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●既存校のエレベーター設置の推進 完了校数：163校 ●学校トイレの環境整備の推進 完了校数：141校 ●普通教室の空調設備の更新 ・更新方針の検討 ●学校施設の防災機能の強化 ・非常用電源としての蓄電池の整備 ・学校施設の防災機能の適正な維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター設置の推進 ・R4年度全校完了予定 ・更新方針の決定と計画的な更新 ・非構造部材の耐震化の推進と学校施設の防災機能の適正な維持 	事業推進
学校施設維持管理事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・適切な保守・点検、管理、補修の実施 ●効率的・効果的な学校施設の管理 ・民間活用による管理体制の検討、調査 ●学校プール施設の効率的・効果的な管理 ・学校プール施設の今後のあり方の検討と方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の適切な保守・点検、管理、補修の実施 ・新たな管理体制に向けた検討と事業推進 ・方針に基づいた取組の推進 	事業推進

施策3. 児童生徒数・学級数増加への対応

大規模集合住宅の開発や人口動態、また、「義務標準法」の改正に伴う小学校の学級編制の標準の段階的な引き下げを踏まえた学級数の推計に基づき、教室不足が見込まれる場合には、一時的余裕教室等の普通教室への転用や、校舎の増改築、通学区域の変更、学校の新設等を計画的に行います。

- ・子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、社会的、自然的要因による児童生徒数の動向等を踏まえ、地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増改築等を実施します。
- ・大規模な集合住宅の開発が進展している新川崎地区については、令和7（2025）年4月の開校をめざし、小学校新設に向けた取組を進めます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
児童生徒数・学級数増加対策事業 児童生徒数の増加や義務標準法改正に伴う少人数学級の取組（35人学級の段階的な実施等）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・推計の実施 ●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた地域ごとの対応の推進 ・対応の検討 ●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施 ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組 ・基本設計・実施設計の見直し ●計画的な施設整備 ・高津小・柿生小・東小倉小 増築工事（完成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅開発・人口動態を捉えた推計の実施 ・児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた対応の推進 ・調査の実施及び結果を踏まえた通学区域の検討 ・R7開校に向けた取組の推進 ・計画的な施設整備の推進 	事業推進

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

学校に求められる役割が増大している中、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築を進めるとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めます。また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

○ 現状と課題 ○

教員は、学校において学習指導や児童生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中で、新学習指導要領の確実な実施やGIGAスクール構想の推進など新たな課題にも対応する必要があります。

複雑化・多様化する課題に教職員のみが対応するのではなく、心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動を充実していくことが期待されています。また、平成29（2017）年4月に実施された県費負担教職員の市費移管を契機に、本市の実情に即した学校運営ができるよう、教職員定数の充実などを推進するとともに、長時間勤務【図表12】が課題となっている教職員の負担軽減と、教職員が心身共に健康を維持し、誇りや情熱を持って業務を遂行できる職場づくりに向けて、平成31（2019）年2月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員の業務の見直し等を進めていますが、新型コロナウイルス感染症対策等の新たな要因も生じてきていることから、十分な効果を生み出すためには、引き続き取組の推進が必要です。

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の理念を学校と地域が共有し、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校が家庭や地域の人々と連携・協働し、子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

また、学校の教育活動について意見を交換する学校教育推進会議から、学校運営やその運営に必要な支援について協議する学校運営協議会へと移行・展開していくことで、「地域とともにある学校」を実現することが必要です。

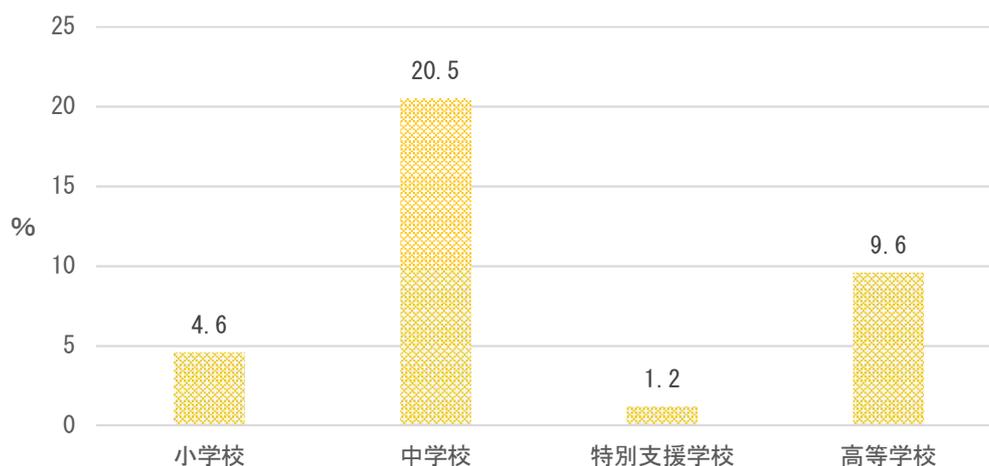
これまでの取組を通じて、地域の教育資源や人材を活用している学校の割合や課題

を全教職員の間で共有している学校の割合、また教職員が研修に参加して学校教育活動に反映させている学校の割合は年々増加しており、学校の教育力を着実に向上するよう取組を進めています。また、各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当がその配置の特性を活かして地域支援の専門部署や関係機関と情報共有を行い、相互連携を促進し、各学校を丁寧に支援することで、学校の教育力を高めしていくことにつながってきています。

一方、教職員の在職年数については、10年以下の教員が半数を占めており【図表13】、経験の浅い教職員に対しては授業や学級経営等を重点とした研修、学校を支えるミドルリーダーとなる教職員に対してはマネジメント等を重点とした研修を行うなど、教職員のライフステージに応じた研修の充実に努める必要があります。同時に、新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の確実な実施に向けて、授業力向上やGIGA端末の活用に関する研修の実施など、時代の変化に応じて必要とされる教職員の資質・能力を育成していく必要があります。

そして、絶えず変化する社会と学校に求められる役割を的確に捉え、教職員の資質・能力の向上が図られるよう学校組織マネジメントを行い、研修推進体制を整備していくことが求められています。

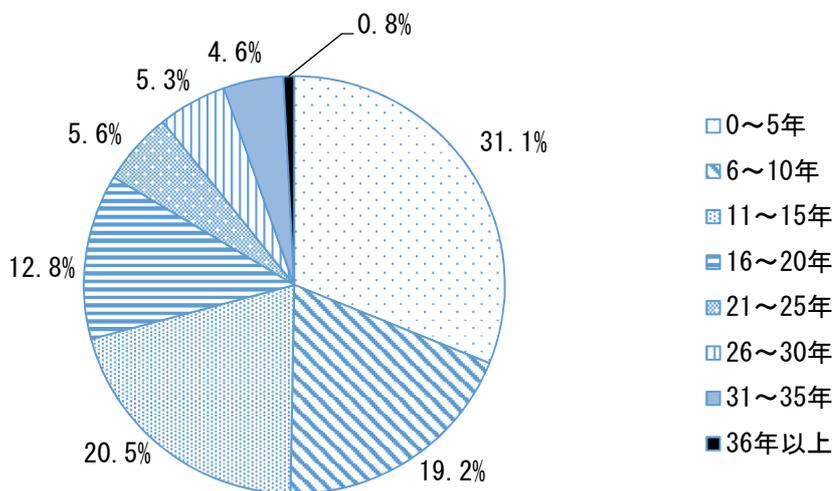
図表12 1か月当たりの時間外在校等時間80時間を超える教職員の割合（令和2（2020）年度・年間平均）



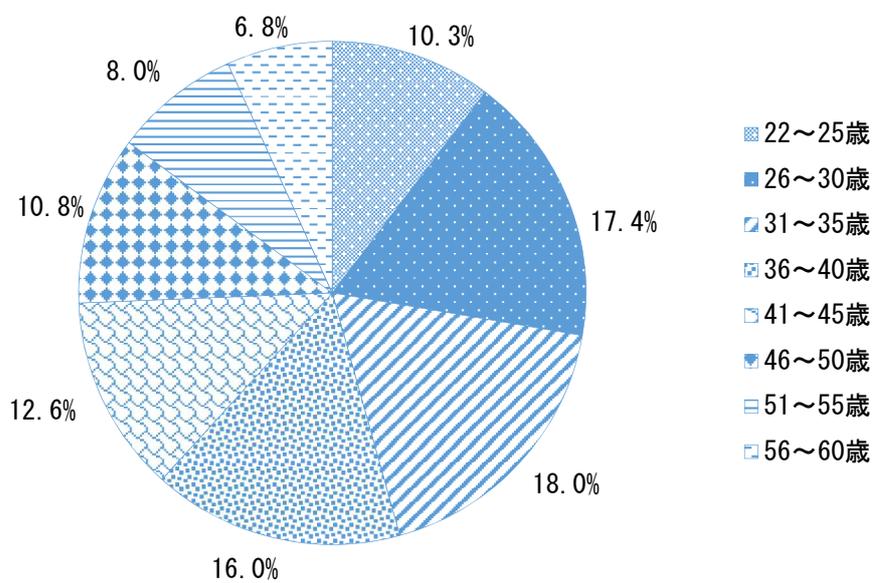
資料：川崎市教育委員会調べ

図表 13 在職年数別・年齢別職員数

令和3（2021）年度 在職年数別教員数（約5,500人）



令和3（2021）年度 年齢別教員数（約5,500人）



資料：川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり	学校における教育活動や様々な活動に保護者や地域の人の参加を得ている 【出典:全国学力・学習状況調査】	92.7% (H29)	96.0% 以上	-*
学校の組織・チーム力	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している 【出典:全国学力・学習状況調査】	96.5% (R1)	100% 以上	-**
教職員の資質向上	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている 【出典:全国学力・学習状況調査】	90.3% (R3)	98.0% 以上	98.0% 以上
地域とのつながり	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 【出典:全国学力・学習状況調査】	小6 45.0% 中3 31.2% (R3)	小6 57.5% 中3 33.0% 以上	小6 60.0% 中3 40.0% 以上
学校への好感度	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 【出典:川崎市学習状況調査】	小5 93.0% 中2 91.1% (R2)	小5 94.0% 中2 90.0% 以上	小5 94.0% 中2 93.0% 以上
家庭での学習状況 【第3期から設定】	「家で、自分で計画を立てて勉強している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 【出典:全国学力・学習状況調査】	小6 72.4% 中3 63.4% (R3)	-	小6 73.0% 中3 51.5% 以上

*平成30(2018)年度以降の出典元の調査において設問がないため、目標値(R7(2025))は設定していません。

**令和元(2019)年度以降の出典元の調査において設問がないため、目標値(R7(2025))は設定していません。

施策 1. 学校運営体制の再構築

学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。

- ・ 外部の専門的知見を活用した学校の業務改善の支援や、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末などICTを活用した働き方改革の取組を推進するとともに、教職員の働き方・仕事の進め方に関する意識を高めていきます。
- ・ 教育課題に対応した教職員配置に加え、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員、外国語指導助手など外部の専門スタッフを効果的に配置することで、チーム体制を構築するとともに、学校の組織力を充実させていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
学校業務マネジメント支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校運営体制の再構築に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の改定（予定） ・学校における業務改善の支援 ●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員事務支援員等の全小中学校への配置 ・部活動指導員の全中学校への配置 ・休日の部活動の地域移行に向けた実践研究の実施 ●学校の円滑な運営に資する支援制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・法曹有資格者の配置による学校法律相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づく取組の実施・進捗管理 ・教職員事務支援員や部活動指導員の配置等による学校業務の効率化 ・休日の部活動の地域移行に向けた検討 ・継続実施 	事業推進

施策 2. 学校運営の自主性、自律性の向上

「地域とともにある学校」として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校運営協議会の拡充、学校評価の実施、夢教育 21 推進事業等の学校予算の自律性の確保を図ります。

学校が抱えるさまざまな課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

- 学校教育推進会議から学校運営協議会へと移行・展開することにより、地域住民が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。
- 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へスムーズに移行できるよう、小中9年間の学びの系統性を確保し、小学校から中学校への接続を円滑化するための小中連携教育の推進を図ります。
- 各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。
- 学校の抱えるさまざまな課題に組織的に対応できるよう、区・教育担当を中心にきめ細かに学校を支援することにより、困難を抱える子どもの小さなSOSも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- 各学校が運営計画に沿って学校運営費を効率的・効果的に執行できるよう、予算調整制度を活用し、学校の自律的かつ円滑な運営を支援します。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	
			令和8（2026）年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業 <p>学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指すために、学校教育推進会議を学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行・展開し、拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各校の取組推進 ・各校の実情に合わせた取組の推進 ●学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充 <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）：28校 ・コミュニティ・スクールの拡充 ●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催 ・取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布 ・コミュニティ・スクール連絡会の開催やリーフレットの配布等による実践成果の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の実情に合わせた取組の推進 ・コミュニティ・スクールの拡充 ・コミュニティ・スクール連絡会の開催やリーフレットの配布等による実践成果の普及・啓発 	事業推進
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 <p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進事業の実施 ・「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・学校評価の適正な実施による各学校の組織的・継続的な改善 ●学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育ボランティアの配置 ・継続実施 ●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携・一貫教育の実施 ・小中連携・一貫教育の推進 ●区における教育支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営全般にわたる支援 ・地域みまもり支援センター等と連携した取組の実施 ・「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携による子どもの支援 ・学校運営全般に対する支援の充実 ・地域みまもり支援センターとの連携など学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援 ・地域団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ●学校運営費の適正な執行 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実情に応じた予算調整制度の運用 ・学校運営費の適正な執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ・学校評価の適正な実施による各学校の組織的・継続的な改善 ・継続実施 ・小中連携・一貫教育の推進 ・学校運営全般に対する支援の充実 ・地域みまもり支援センターとの連携など学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援 ・地域団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ・学校運営費の適正な執行 	事業推進

施策 3. 教職員の資質・能力向上

教職員の採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等のさらなる工夫により、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた多様で優秀な人材の確保を進めます。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージに応じた研修や校内研修など、さまざまな研修機会を活用して、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ります。

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現や、「学校における働き方・仕事の進め方改革の推進」に向け、きめ細かな指導体制を整備するとともに、より一層本市の教育課題に対応した効果的な教職員配置ができるよう取組を進めます。
- ・教職員同士の学び合いを促進し、日常的な授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めます。
- ・「令和の日本型教育」を担う、高い資質・能力を備えた教職員を確保するため、国の教職員の育成・採用・研修等のあり方の検討を注視しながら、既存の取組について必要な改善を行っていきます。
- ・首都圏をはじめ地方都市における採用説明会の実施に加え、オンライン説明会を開催するなど、あらゆる機会を通じて幅広く人材を募集するとともに、ホームページでのデジタルコンテンツの充実や SNS 等多様な広報手段を用いて、本市の教職員として働く魅力を発信していきます。また、特別選考区分の実施や大学推薦制度の活用により、より多様で優秀な人材の積極的な確保を図ります。
- ・平成29（2017）年4月に改正された教育公務員特例法の規定に基づいて設置する関係大学等との協議会を活用して策定した教員の資質向上に関する指標などに基づいて再構築した研修体系により、教職員に対して採用時からの経験年数等に応じた体系的なライフステージに応じた研修を実施し、教職員の資質や能力の向上を図るとともに、学校を支えるミドルリーダーの育成に取り組めます。また、新たな教育課題に対応した教員育成指標の見直しに取り組めます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
教職員研修事業 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員やミドルリーダーとなる中堅職員の資質・能力の向上を図ります。	●教職員の資質、能力の向上をめざした研修の実施 ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施 ・OJTを通して学び続けることができる環境の確保 ・GIGAスクール構想や働き方・仕事の進め方改革を踏まえた研修の実施	・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の推進 ・学び続けることができる環境の確保や教職員の資質、能力の向上を目指した取組の推進	事業推進
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●35人学級への対応と効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ・定数算定等の実施 ●計画的な人事管理と、創意と活力にあふれた魅力的な人材確保の推進 ・適材適所な教職員配置の実施 ・公正で適正な教員採用試験の実施 ・代替教職員の確保に向けた広報活動の充実等	・学級編制の標準の引き下げへの対応と施策推進に資する定数算定及び配当 ・計画的な人事管理の推進 ・創意と活力にあふれた魅力的な人材確保	事業推進
教育研究団体補助事業 校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	●各団体の活動支援	・継続実施	事業推進

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めていきます。

○ 現状と課題 ○

核家族化の進行【図表 13】や、働き方の多様化、地域のつながりの変化等から、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることから、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図るしくみづくりが必要となっています。

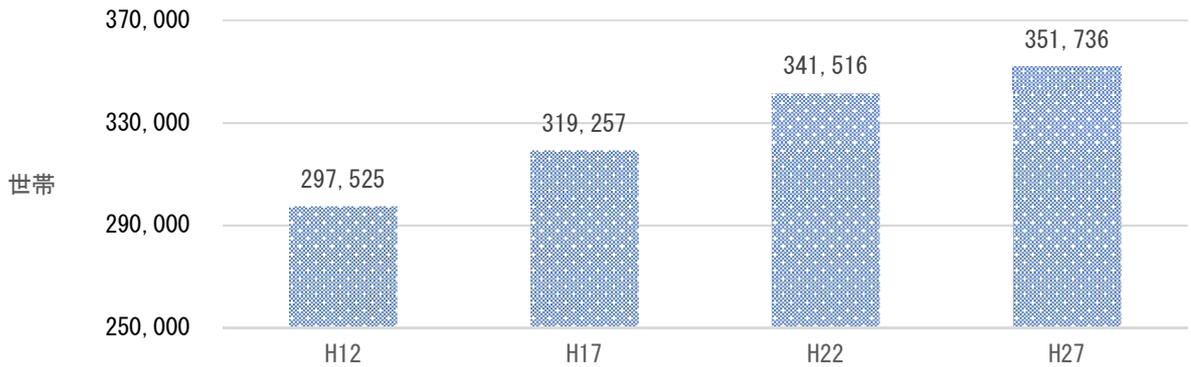
身近な学びの施設である市民館等では、家庭教育に関する学級・講座の開催をはじめ、PTA 等が開催している家庭教育事業の支援、企業等との連携による家庭教育事業などを実施しており、今後も地域において家庭教育を支援する取組が求められています。

本市では、子どもが 18 歳未満の世帯に占める共働き世帯の割合が 51.4%となっています【図表 14】。全国的にも共働き世帯は年々増加傾向にあるとともに、核家族世帯も増加しており、今後、家庭の教育を支える地域の力がますます重要になってきます。また、子どもたちが地域で安全・安心に育つことができるよう、子どもと地域のつながりを拡充していくことが重要です。

学校・家庭・地域の連携の取組を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、7 行政区 51 中学校区に地域教育会議が設置されています。地域住民の主体的な参加のもと、行政・学校との協働によって運営され、教育について、子どもを含めて地域全体で学び合うための活動が進められています。令和 2（2020）年度から、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織と位置づけ、地域教育コーディネーターの設置に取り組んでおり、今後、より幅広い構成員によるネットワーク化を進めながら、地域教育会議のさらなる活性化に向けた取組を充実させていくことで、地域の教育力の向上をめざします。

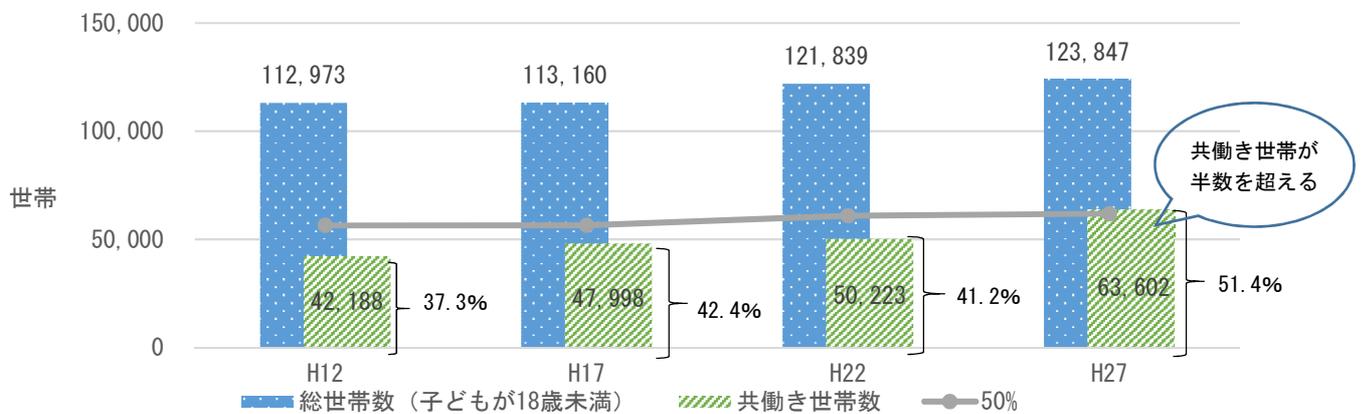
また、平成 26（2014）年度から取組を進めている「地域の寺子屋事業」は、シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代がつながり、学び合う生涯学習の場として定着してきており、今後、さらに取組を広げ継続していくために、地域人材や団体を育成していくことが求められています。

図表13 核家族世帯の推移（市）



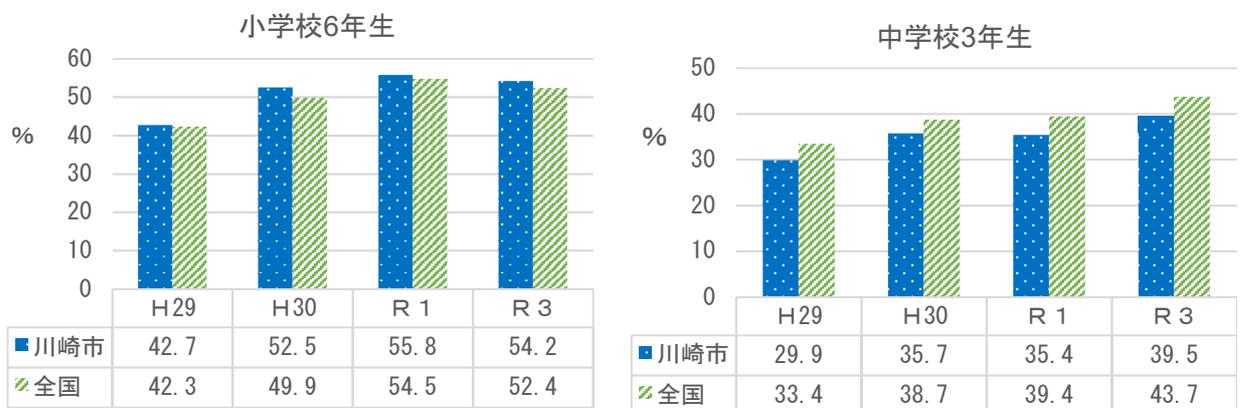
資料：国勢調査

図表14 総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯の推移と割合（市）



資料：国勢調査

図表15 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」、「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合



* 令和2（2020）年度については、全国学力・学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
家庭教育関連事業の参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数 【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】	5,920人 (R2)	23,500人 以上	23,500人 以上
家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合 【出典：家庭教育事業参加者アンケート】	83.8% (R2)	92.5% 以上	93.0% 以上
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数	PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育関連事業の開催数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	71回 (R2)	175回 以上	175回 以上
地域教育会議における参加者の意識の変化	地域教育会議が開催する「教育を語るつどい」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	97.6% (R2)	92.0% 以上	93.0% 以上
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	地域の寺子屋事業に参加した児童を対象とした意識アンケートにおいて、親や教員以外の地域の大人と話すことができた割合 【出典：地域の寺子屋事業参加者アンケート】	94.5% (R2)	92.0% 以上	95.0% 以上

施策 1. 家庭教育支援の充実

近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- ・教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を開催し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供するなど、家庭教育の充実を図ります。
- ・子どもの理解や保護者の役割、子育てに関する諸課題等について、PTA が実施する家庭教育学級を支援することにより、学校・家庭・地域の連携による学習活動を促進します。
- ・「家庭教育推進連絡会」を開催するなど、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。
- ・家庭教育の推進に向けて企業や地域団体等と連携した取組を進めるなど、さまざまな場において、子育て家庭が学べる機会を増やしていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
家庭教育支援事業 子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA 等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ・事業実施 (全区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●PTA による家庭教育学級開催の支援 R2開催数：54校 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催への継続的な支援 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 ・全市・各区で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や地域団体等と連携した取組の推進 R2企業と連携した家庭教育講座の開催：2講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等と連携した事業実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進 ・ICTの活用や出張講座の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用や出張講座による家庭教育の支援 	

施策 2. 地域における教育活動の推進

地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりを進めます。

また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。

- 多様な団体により構成される「川崎市地域教育ネットワーク推進会議」を開催するなど、地域・学校・家庭のネットワークづくりを進めます。
- 中学校区地域教育会議における活動を推進するとともに、行政区地域教育会議による中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化に取り組みます。
- 中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけながら、地域教育コーディネーターの設置を進め、地域と学校の連携を進めます。
- 子ども会議や地域教育会議の活動を通して、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域社会の一員としての自覚を育みます。
- 「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域における教育活動の推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。</p> </div>	<p>●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進</p> <p>川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 数：年3回</p> <p>●「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進</p> <p>子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催</p> <p>●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施</p> <p>R2参加者数：1,764人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域教育会議を基軸とする緩やかな地域教育ネットワークの形成 ・地域教育コーディネーターの養成・設置 ・子ども会議の充実に向けた取組の推進 ・子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの推進 	事業推進
地域の寺子屋事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p> </div>	<p>●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進</p> <p>設置か所数：72か所(R3.11.1時点)</p> <p>●養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保</p> <p>R2寺子屋の運営に参画した人材：938人</p> <p>●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発</p> <p>年1回開催</p> <p>●外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施</p> <p>設置か所数：4か所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての小・中学校での開講をめざした取組の推進 ・養成講座の継続した実施と人材確保に向けた広報等の実施 ・地域の人材確保に向けた広報等の実施 ・地域の寺子屋推進フォーラムの継続開催による事業の普及・啓発 ・地域の状況を踏まえた取組の推進 	事業推進

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域のさまざまな人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めていきます。

○ 現状と課題 ○

超高齢社会の到来や人口減少、働き方やライフスタイルの多様化、デジタル化やインターネットによる情報化社会の進展、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化しています。地域の身近な生涯学習施設である市民館・図書館においても、こうした変化に的確に対応していくとともに、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めるため、人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現に向けた「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3（2021）年3月に策定しました。

身近な学びの施設である市民館・図書館では、市民の自主的・主体的な学びを支援するための学習の場の提供や情報の提供等に取り組んできましたが、今後は「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしながら、「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館をめざした取組を進めていく必要があります。

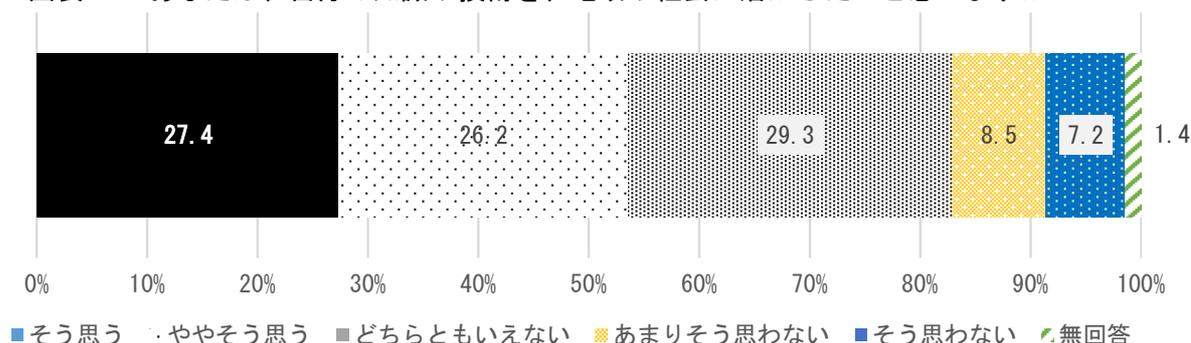
今後の市民館では、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場づくりを進めるとともに、より多様で複雑化する地域課題を、市民とともに乗り越え、解決していくための学習機会の提供や、社会教育関係団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりを通じた人づくり、つながりづくりの取組を進めるなど、地域の社会教育の推進が求められています。

また、今後の図書館には、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、多様な図書・資料を収集し、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるような環境づくりを進めるとともに、ICTの積極的な活用や多様なニーズに対応する図書サービスや新たな学びのきっかけにつながる取組を推進するなど、図書館事業の充実が求められています。

本市の市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、老朽化等が課題となっており、今後、地域における市民の生涯学習活動を支えるとともに、多様なニーズに対応するため、一層の利用環境の向上を図る必要があります。

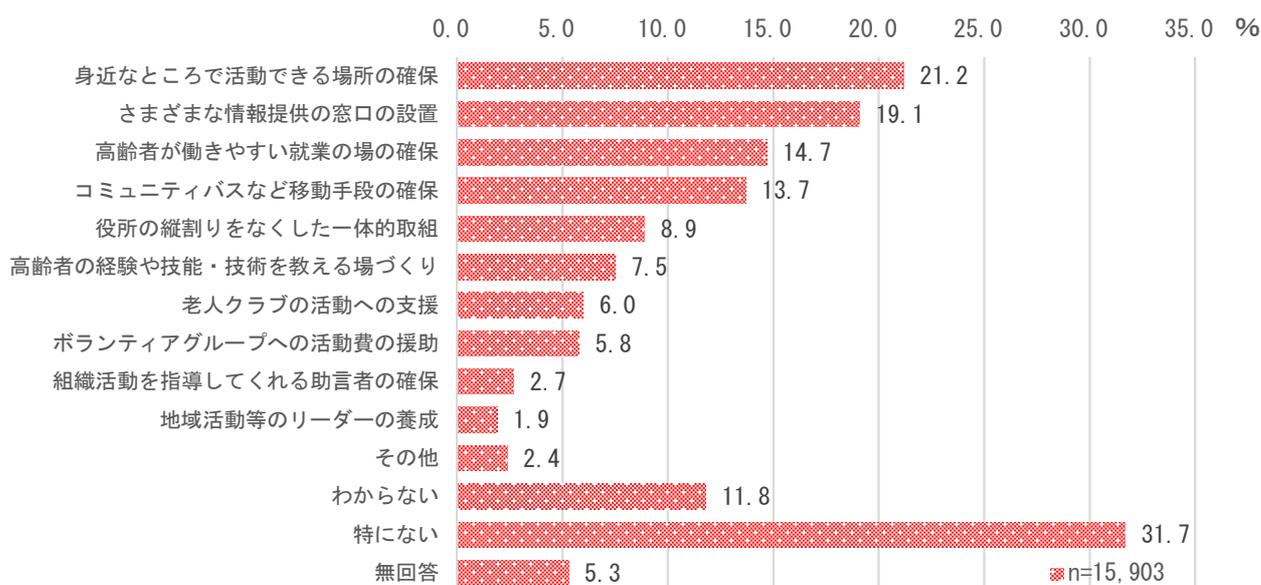
また、市民による生涯学習や市民活動の場として学校施設を有効に活用するため、校庭や体育館、特別教室を開放して生涯学習活動を推進しており、今後も地域の身近な生涯学習の場として、学校施設の有効活用をさらに促進していくことが求められています。

図表 16 あなたは、自分の知識や技術を、地域や社会に活かしたいと思いますか



資料：川崎市総合計画に関する市民アンケート調査（令和元（2019）年度）

図表 17 あなたは、さまざまな活動をするのに、市からどのような援助を希望しますか（あてはまるもの3つまで回答可）



資料：川崎市高齢者実態調査報告書（令和元（2019）年度）

○ 政策目標 ○

市民の主体的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)に参加した人の数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	1.3万人 (R2)	9.1万人 以上	9.2万人 以上
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)を通じて新しい知合いが増えた人の割合 【出典：事業参加者アンケート】	46.6% (R2)	70.5% 以上	72.0% 以上
教育文化会館・市民館・分館施設利用率 【第3期から設定】	利用実績のある部屋数(コマ)÷利用可能部屋数(コマ) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	37.8% (R2)	-	57.7% 以上
市立図書館図書タイトル数	川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標 【出典：川崎市教育委員会調べ】	88万タイトル (R2)	87万タイトル 以上	93万タイトル 以上
図書館の入館者数	川崎市立図書館全館(管見所を除く)の入口に設置している図書無断持出防止装置(BDS)による入館者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	226.4万人 (R2)	437万人 以上	439万人 以上
図書館における個人への貸し出し冊数 【第3期から設定】	市立図書館全館における個人利用者への貸出冊数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	548万冊 (R2)	-	600万冊 以上
学校施設開放の利用者数 【第3期から設定】	市立学校で実施している施設開放事業の利用者数(体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	144.7万人 (R2)	-	268.1万人 以上

施策 1. 自ら学び、活動するための支援の充実

“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる”という、学びと活動の循環を推進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めていきます。

- 社会参加の促進や市民意識の啓発、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会を提供するとともに、地域団体の育成や交流に向けた取組や多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進し、社会教育の振興を図ります。
- 市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、自らが学んだ知識や経験等を身近な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。
- ICTを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。
- 市民の多様な読書ニーズに適切に対応するため、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・提供するとともに、図書館の利用促進に向けた取組や多様な主体との連携による読書普及活動、他施設等との相互連携による図書館機能の向上のための取組など、効率的・効果的な図書館サービスの取組を推進します。
- ICTの活用によるサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスの提供とともに蔵書構築に関する考え方を整理し、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
社会教育振興事業 教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が集う利用しやすい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースの活用 ・多様な講座等の実施 ・多様な広報媒体の活用に向けた検討 ●多様な市民ニーズに対応した学びの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・出張型の学級講座の実施 ・地域をフィールドにした事業の実施 ・動画配信やオンライン講座等の実施 ●多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・市民講師やボランティアの養成と活用 ・団体相互の交流の場づくり ・市民館運営や事業企画への市民や団体の参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に集える居場所となるような施設利用促進のための取組の推進 ・あらゆる世代に向けた魅力ある事業の実施 ・戦略的な広報の充実 ・身近な場所での学びの場づくりの推進 ・まちの資源を活かした取組の推進 ・ICTを活用した新たな手法による取組の推進 ・市民講師やボランティアなど地域人材の活用に向けた取組の推進 ・地域団体の育成や交流に向けた取組の推進 ・市民館で活動する市民や団体をはじめ、多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進 	事業推進
図書館運営事業 市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ・所蔵図書、資料の紹介資料の作成、啓発 ・読書普及に向けたイベント等の実施 ・図書館だより等を活用した広報の実施 ●多様な利用ニーズに対応した読書支援 <ul style="list-style-type: none"> ・返却ボックスの設置、有料宅配サービスの施行 ・学校や地域団体、ボランティア団体と連携した取組の実施 ・図書館システムとICT活用によるサービス向上に向けた取組の実施 ●地域や市民に役立つ図書館づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成研修、交流会の実施 ・関係機関等と連携した展示等の実施 ・資料の充実と蔵書構築の考え方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用促進に向けた様々な取組の実施 ・戦略的広報の実施 ・来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進 ・多様な主体との連携や地域資源を活用した読書普及活動の推進 ・他施設等との相互連携によるサービス提供の充実 ・図書館システムの更新とICT活用による事業・取組の充実 ・ボランティアの育成・支援の取組の推進 ・他機関等との相互連携による取組の推進 ・多様なニーズに応えるための資料の充実、地域資料や課題解決等に役立つ資料の収集・提供 	事業推進

施策 2. 生涯学習環境の整備

市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。

- 市立学校の校庭や体育館、特別教室等を開放するとともに、多様な主体と連携・協働しながら、より一層の学校施設活用を検討するなど、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- 関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて計画的な取組の推進を図るとともに、効率的・効果的な施設整備に取り組むなど、社会教育施設の老朽化等に適切に対応します。
- 労働会館・教育文化会館の再編整備に向けた取組を進め、川崎区における生涯学習の拠点として、みんなが気軽に利用しやすい活動や交流の拠点づくりを進めていきます。
- 宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進め、市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館として、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・文化・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めていきます。
- 「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たし、多様なニーズへ柔軟に対応した事業・サービスを展開していくため、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。
- 公益財団法人生涯学習財団への支援や、市と連携した取組により、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを多様な主体と連携して進めます。また、主体的に活動する社会教育関係団体を支援することにより、地域活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

事務事業名	事業内容・目標		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
生涯学習施設の環境整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）の更なる活用の推進 開放施設数：452か所 ・特別教室の活用に向けた「Kawasaki教室シェアリング」の実施 ●老朽化した社会教育施設の環境整備 ・八ヶ岳少年自然の家改修等に向けた取組 ・幸市民館・図書館の詳細調査 ・各施設の老朽化対策の検討 ●教育文化会館の労働会館との再編整備の推進 ・実施設計、管理運営計画の検討 ●宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組 ・基本設計、管理運営計画の検討 ●市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築 ・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく効率的・効果的な管理・運営手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設開放の継続的な実施と、「Kawasaki教室シェアリング」等による更なる利用促進に向けた取組の充実 ・資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化に向けた計画的な取組の推進 ・R6供用開始に向けた取組の推進と教育文化会館の除去工事 ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討 ・移転・整備に向けた取組の推進 ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討 ・管理・運営の考え方の策定と取組の推進 	事業推進
社会教育関係団体等への支援・連携事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業等について、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実 ・継続実施 		事業推進

基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めます。

○ 現状と課題 ○

市内の指定・登録文化財は令和2（2020）年度末時点で167件となっています【図表18】。また、指定・登録はされていないものの、地域で守られ、伝えられてきた文化財も数多く存在しており、「川崎市地域文化財顕彰制度」のしくみも活用しながら、指定・登録文化財はもとより、それ以外の文化財についても市民への周知を行い、市内文化財の保護・活用を図る必要があります。

市内初の国史跡となった橋樹官衙遺跡群（千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕・影向寺遺跡）については、「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」や「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力・価値を発信し、さらなる文化的発展につなげていく必要があります。

本市では、平成28（2016）年度に文化財ボランティア登録制度を創設し、登録ボランティアはさまざまな文化財保護・活用事業で活躍しています。さらに、平成28（2016）年度から30（2018）年度にかけて第2期文化財ボランティア養成講座を実施し、新たに登録ボランティアとなる人材を育成してきました。今後も市民ボランティアの育成に努めるとともに、こうした地域人材と協働して文化財の保護・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることが必要です。そのためには、多様な担い手による自主的な文化財保護・活用に対する支援や子どもたちが文化財に触れる機会を確保し、体験的な学習の場面を創出する必要があります。

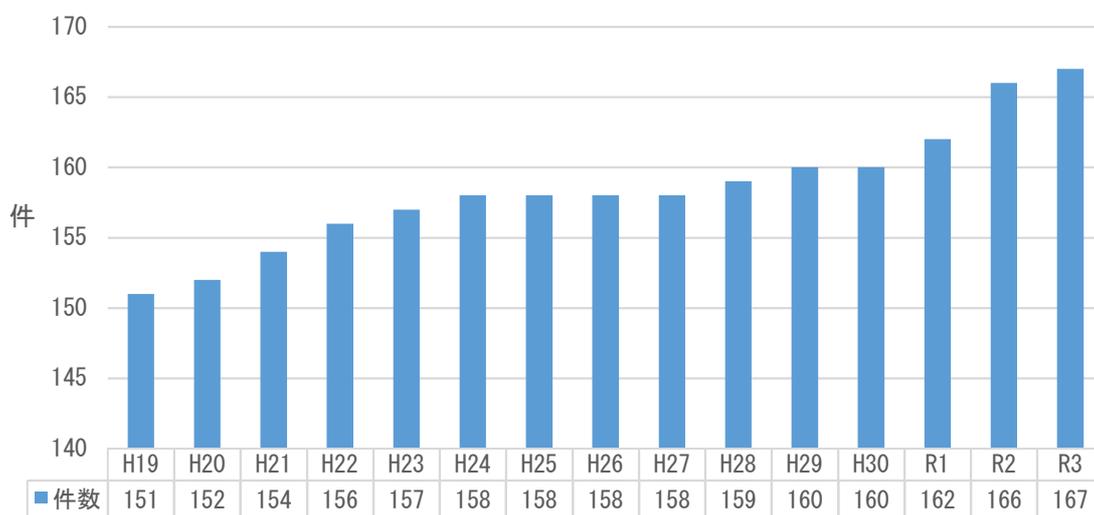
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、無形民俗文化財の保持団体等の活動に大きな影響が出ていることから、ウィズコロナでの活動を支援する必要があります。

こうした文化財を通じたまちづくりを推進すること等を定めた「川崎市文化財保護活用計画」は、令和5（2023）年度で計画期間が終了するため、新たな保存活用計画を策定し、川崎のまちを「ふるさと」として感じられる、地域の歴史や文化を活か

した魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

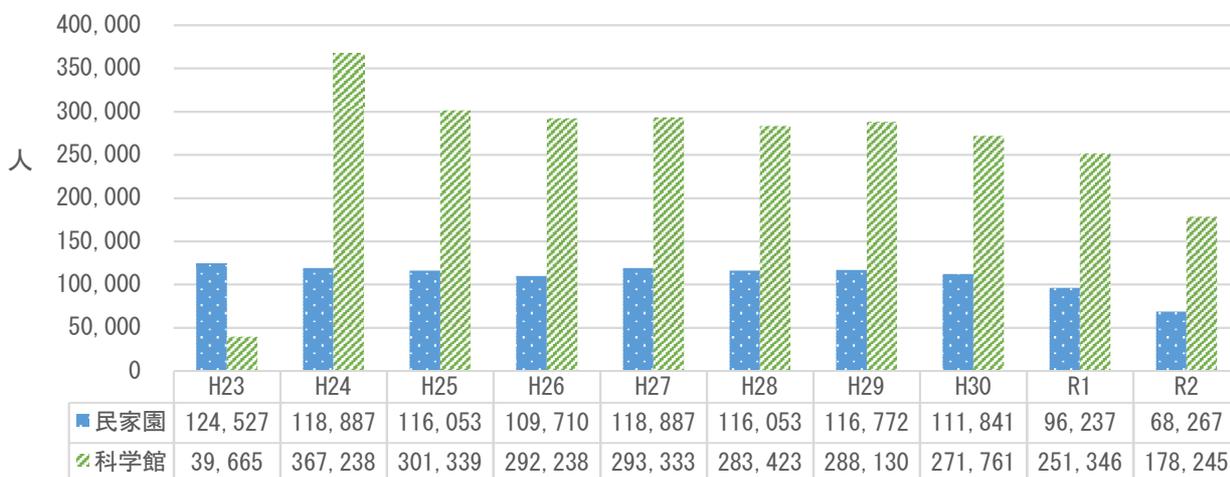
日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした調査研究、展示、教育普及等、博物館活動の充実を図るとともに、学校・地域等との連携、生田緑地の横断的な管理運営、施設間連携により、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会がなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供や広報を行うとともに、生田緑地という本市を代表する地域資源を最大限に活かし、効果的な魅力発信に取り組めます。また、海外からの観光客にも対応した展示・普及活動の充実及び施設のサービスや利便性の向上を図る必要があります。

図表18 市内の指定・登録文化財の件数（国・県・市）



資料：川崎市教育委員会調べ

図表19 日本民家園、かわさき宙と緑の科学館の年間入園（館）者数



資料：川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R 3 (2021))	目標値 (R 7 (2025))
市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加 【出典：川崎市教育委員会調べ】	326 件 (R2)	180 件 以上	470 件
文化財ボランティアが参加した事業日数	文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	7 日 (R1)	20 日 以上	25 日 以上
橋樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	橋樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	374 人 (R2)	350 人 以上	400 人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園（館）者数	日本民家園の年間入園者数(入園料一般 500 円、中学生以下・市内 65 歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 68,267 人 科学館 178,245 人 (R2)	民家園 138,000 人 科学館 291,000 人	民家園 138,000 人 科学館 291,000 人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園（館）者アンケート満足度	「良かった・満足した」と回答した来園（館）者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 94.0% 科学館 87.6% (R2)	民家園 97.0% 科学館 90.0% 以上	民家園 97.0% 科学館 90.0% 以上

施策 1. 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、国史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- 「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- 現在の「川崎市文化財保護活用計画」は、平成 26(2014)年度から令和 5(2023)年度までを計画期間としていることから、今後、文化財保護法に基づく新たな計画である「(仮称)川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。
- 文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。また、ウィズコロナにおいて文化財ボランティアや無形民俗文化財保持団体等が安全に活動できるよう情報提供や活動の支援を行います。さらに、文化財について、多くの市民に知っていただけるよう、SNS などを活用し、効果的な広報を行っていきます。
- 市内の学校に対して出土品を活用した出前授業などを行い、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。
- 「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
文化財保護・活用事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく調査・保護・活用事業の実施 ●指定文化財の保存修理等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保存修理等実施 ●専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・保護・活用事業へのボランティアの参加 ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施 ●「（仮称）川崎市文化財保存活用地域計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護活用計画」の総括と「（仮称）川崎市文化財保存活用地域計画」策定に向けた課題整理 ・（仮称）川崎市文化財保存活用地域計画の策定・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく調査・保護・活用事業の推進 ・継続実施 ・文化財ボランティア講座の実施と活動の支援 ・継続実施 	事業推進
橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 古代川崎の歴史的文化的遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橋樹官衙（たちばなかんが）遺跡群」（橋樹郡家跡と影向寺遺跡）の保存整備・活用・調査研究を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保存管理の実施 ・史跡指定地の公有地化の推進 ・橋樹官衙遺跡群活用事業の実施 ●市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全・維持管理の実施 ●「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基本・実施設計 ●橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・調査及び研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく保存管理・活用の推進 ・市民との協働による環境保全・維持管理の推進 ・計画に基づく整備の推進 ・調査及び研究の継続 	事業推進

施策 2. 博物館の魅力向上

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

- 日本民家園では、日本有数の古民家の野外博物館としての特性や専門性を活かし、古民家・民具等の展示整備、資料整理、調査研究、企画展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、文化財建造物の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路や排水の整備、危険樹木対策等を計画的に実施し、文化財の保存環境を維持向上させるとともに、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。
- かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、自然・天文・科学の3分野において、特性や専門性を活かし、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習投影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、自然科学への理解や興味関心を育みます。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、今後流行することも予想される感染症等の影響も踏まえ、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会のなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供など効果的な広報を行っていきます。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、岡本太郎美術館などの市内各博物館等と連携し、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を行うとともに、ボランティア・市民活動団体等の育成・支援、学校・関係機関等との連携・協働により、地域とのネットワーク作り等を図ります。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、「『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」（平成28（2016）年2月）にも位置づけられており、インバウンドにも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、広域観光の魅力づくりを図ります。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として、「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（平成31

(2019)年3月)にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係部局との連携を図っていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	
			令和8(2026)年度以降
日本民家園管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●江戸時代の古民家の野外展示 R2利用人数：68,267人 ●伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施 ・企画展示及び教育普及事業の実施 ●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ・広報活動の実施 ●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ・文化財建造物の維持管理 ・古民家耐震補強工事の実施 ・園内の環境整備 ・資料の整理・調査研究 ●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施 ●「(仮称)川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定 ・方針策定に向けた調査の実施 ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・古民家の野外展示の実施 ・企画展示及び各種講座等教育普及事業の充実 ・国内外に向けた広報活動の強化 ・文化財建造物・民具等の保存整備、園内の環境整備及び収蔵資料等の整理・調査研究の推進 ・連携事業の充実 ・方針の策定及び方針に基づいた事業推進 ・継続実施 	事業推進
青少年科学館管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「青少年科学館運営基本計画」に基づく事業推進 ・事業推進 ●自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示 R2利用者数：178,245人 ●自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進 ・教育普及事業の実施 ●プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施 ・プラネタリウムを活用した事業の実施 ●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ・天文サポーター研修会等の実施や団体支援 ●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施 ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期青少年科学館運営基本計画」の策定及び計画に基づいた事業推進 ・資料展示の実施 ・継続実施 ・継続実施 ・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援 ・連携事業の充実 ・継続実施 	事業推進



進捗管理の考え方

教育プランの基本理念及び基本目標など今後本市の教育がめざすものを実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。また、社会状況や子どもたちの様子など、教育をめぐる状況は、変化を続けています。こうした状況変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要です。

教育プランに基づく取組の進捗を管理する手法として、「計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）」のいわゆるPDCAサイクルを確立していきます。また、エビデンスに基づいて教育施策を立案し、取組を推進していくことで、実効性のあるPDCAサイクルを確立していきます。

PDCAサイクルの運用に当たっては、教育プランの中で基本政策ごとに設定した目標の到達度や施策・事務事業の計画の実行状況を点検し、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進会議から御意見をいただきながら、毎年度評価を行っていきます。評価の結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用します。

また、計画の推進には、学校・家庭・地域などの多様な主体との連携・協働が必要となるので、目標や事業計画が計画期間内でどこまで達成できたのかを関係者に分かりやすくお伝えする必要があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、広く市民の皆様に公表していきます。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第2次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第3期実施計画（2022～2025）

（素案）

令和3（2021）年11月

編集 川崎市教育委員会事務局教育政策室

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3244

FAX 044-200-3950

Eメール 88seisaku@city.kawasaki.jp